

廃棄物処理法に基づく権限の移譲

現
状

- ・本道には家畜ふん尿や林地残材などの豊富なバイオマスが存在する
- ・廃棄物の再生利用に必要な廃棄物処理法に基づく許可等は、市町村や道など許可権者が複数である
- ・北海道特有の廃棄物の再生利用を進めるためには、地域特性に応じた効率的な利活用システムが必要
- ・廃棄物処理施設の設置基準(構造基準、維持管理基準等)は全国一律

課
題

- ・許可権者が複数であり、広域的な処理を行う場合など、許可手続きが煩雑
- ・また、許可が不要となる再生利用の特例措置は国が権限を有しており、地域特性を反映した効率的な利活用システム構築は困難
- ・積雪寒冷地である本道の特性等も考慮した廃棄物処理施設の設置基準による本道の良好な環境の保全や循環型社会の形成が不可欠

目指すがた

- ・権限移譲
- ・条例制定範囲の拡大

廃棄物処理法に基づく権限の移譲

再生利用の特例認定

- ・再生利用者認定
- ・対象廃棄物設定
- ・再生利用基準設定 等

廃棄物処理施設の設置基準

- ・構造基準(全国一律)
- ・維持管理基準(〃)等

権限移譲

道の認定

- ・本道の特性に応じ道が対象廃棄物等を設定し、再生利用者を認定

道の権限

(独自の設定等)

道条例により上乗せ

- ・特例認定対象廃棄物の追加により、豊富なバイオマスなどの再生利用が促進され、地域の実情に応じたリサイクルが可能
- ・水道水源への配慮など、安全・安心、かつ、円滑な廃棄物処理施設の設置が可能
- ・これらの措置を講ずることにより、北海道らしい循環型社会の形成を加速

北海道らしい循環型社会の形成

＜課題＞

積極的な3Rの
推進

適正処理の
推進

豊富なバイオマスの利活用

リサイクル製品の
利用拡大

＜北海道循環型社会推進基本計画策定の視点＞

① 廃棄物等の物質循環の確保



② 3R・適正処理

発生・排出抑制
循環的な利用*
適正処理
(*: 再使用・再生利用・熱回収)

③ 社会経済システム・技術システムの構築

環境に配慮したライフスタイル・事業活動への変革

リサイクル・処理施設整備等の社会基盤づくり

④ 北海道らしい循環型社会の形成

バイオマスの利活用
循環型社会ビジネスの振興

循環型社会形成推進
に関する条例の制定
(H20中)

取り組みを
加速

道州制特区の活用
・再生利用の特例認定
・廃棄物処理施設の設置
基準の上乗せ

北海道らしい循環型社会

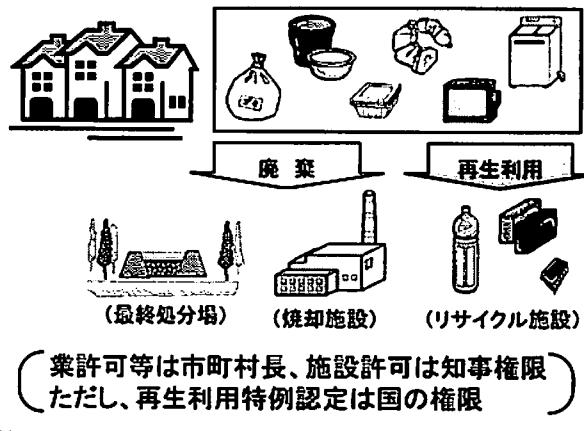
* 北海道循環型社会推進基本計画(H17.3)は、バイオマスなどの循環資源の活用、既存産業の基盤技術などを活用したリサイクル関連産業の展開などによる「北海道らしい循環型社会の形成」に向けて策定している。
このほか、「循環型社会形成推進に関する条例(仮称)」においても、これらを踏まえた内容を検討中。

北海道らしい循環型社会の形成

○ 廃棄物の区分と処理責任

○一般廃棄物

家庭などから排出されるごみ
一般廃棄物の処理は市町村の責務



○産業廃棄物

事業活動に伴う21種類の廃棄物
産業廃棄物の処理は排出事業者の責務



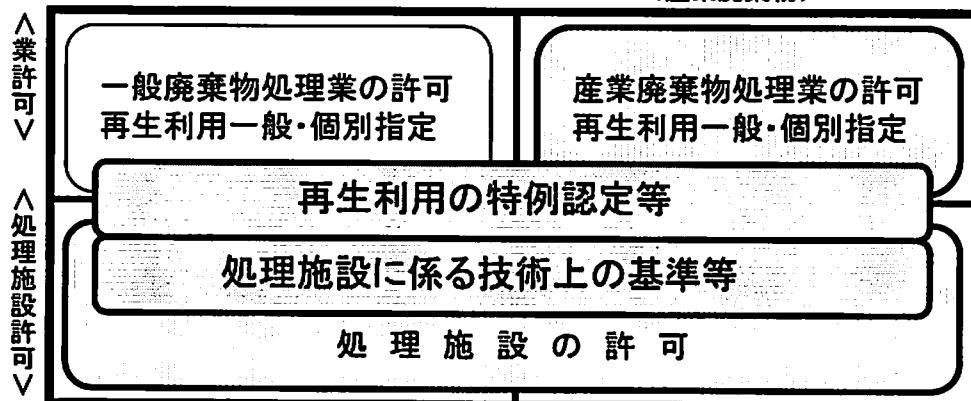
○ 許可等の区分

[廃棄物処理法に基づく許可是、市町村や道など]

[許可権者が複数で手続きも煩雑]

<一般廃棄物>

<産業廃棄物>



市町村

道

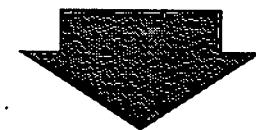
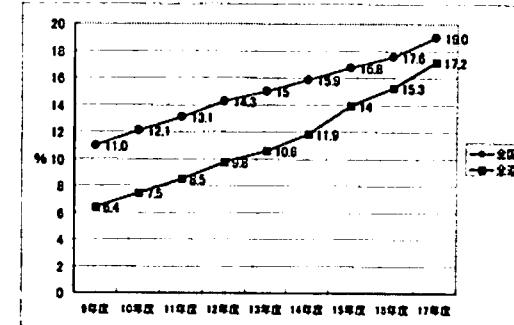
国

* 許可権限等が複雑

○ リサイクルの状況

一般廃棄物のリサイクル率は平成17年度で17.2%と、依然全国平均を下回る
産業廃棄物は全国並み

<一般廃棄物のリサイクル率>



北海道らしい循環型社会の形成には、

- ・地域の実情に応じた廃棄物の再生利用
- ・地域の環境に配慮した事業活動が重要

廃棄物処理法に基づく権限の移譲

(1) 再生利用の特例認定

権限移譲により、同様の性状の一般廃棄物と産業廃棄物の効率的、広域的な再生利用を加速可能。

区分	許可等の権限	認定件数	区分	許可等の権限
一般廃棄物処理業許可	市町村長 (180市町村)	—	権限移譲	一般廃棄物処理業許可 市町村長
一般廃棄物処理施設許可	知事・政令市長 (道・札幌・旭川・函館)	—		一般廃棄物処理施設許可 知事・政令市長 (道・札幌・旭川・函館)
一般廃棄物再生利用の特例認定	国(*)	延べ64件		一般廃棄物再生利用の特例認定 知事
産業廃棄物処理業許可	知事・政令市長	—		産業廃棄物処理業許可 知事・政令市長
産業廃棄物処理施設許可	知事・政令市長	—		産業廃棄物処理施設許可 知事・政令市長
産業廃棄物再生利用の特例認定	国(*)	延べ47件		産業廃棄物再生利用の特例認定 知事

* 再生利用の特例認定に伴う立入検査・報告徴収等指導監督権限は、知事又は市町村長

(2) 廃棄物処理施設の設置基準

権限移譲により、安全・安心な廃棄物処理施設の円滑な設置が可能。

技術上の基準	主な内容	技術上の基準	措置内容
最終処分場関係	<p>処理施設の技術上の基準</p> <p><構造基準> 自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること 等</p> <p><維持管理基準> 施設へのごみの投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと 等</p> <p><構造基準> 埋立処分の場所の周囲には、みだりに人が埋立地に立ち入るのを防止することができる囲いが設けられていること 等</p> <p><維持管理基準> 埋立地の外に廃棄物が飛散し、及び流出しないように必要な措置を講ずること 等</p>	国の一 律基準	<p>基準設定権限の移譲を受け、地域特性を踏まえ、安全・安心な施設の円滑な設置を図るため、上乗せ規制を措置</p> <p>↓</p> <p><道独自の基準></p> <ul style="list-style-type: none"> ○積雪寒冷地である気象条件を考慮した排水処理設備の構造 ○水道水源の上流域など、良好な環境を維持すべき地域における配慮 等

廃棄物処理法に基づく再生利用の特例認定等の権限の移譲

○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の仕組み

目的	廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る																
	<p>廃棄物 汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質等を除く）</p> <table border="1"> <tr> <td>一般廃棄物</td> <td>産業廃棄物</td> </tr> </table> <p>産業廃棄物以外の廃棄物 (家庭から排出されるごみ等)</p>		一般廃棄物	産業廃棄物													
一般廃棄物	産業廃棄物																
廃棄物の分類	事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類等 21種類（輸入廃棄物を含む）																
国の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針の策定 ・廃棄物処理施設整備計画の策定 ・処理基準の設定 ・技術開発・情報収集 ・再生利用の特例認定対象廃棄物・内容等の基準 																
廃棄物処理に係る主な規制等	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">大臣 認定</td> <td style="text-align: center;">再生利用の特例認定 (災許可・施設許可不要)</td> <td style="text-align: center;">大臣 認定</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">市町村長 許可等</td> <td style="text-align: center;">一般廃棄物処理計画の策定 処理責任:市町村 処理計画及び一般廃棄物処理基準に従い 処理</td> <td style="text-align: center;">廃棄物処理計画の 策定 処理責任:排出事業者 自らが産業廃棄物処理基準・委託基準等 に従い処理</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一般廃棄物処理業者 区域毎に許可を受け、 一般廃棄物処理基準 を遵守</td> <td style="text-align: center;">産業廃棄物処理業者 区域毎に許可を受け、 産業廃棄物処理基準 を遵守</td> <td style="text-align: center;">知事 許可等</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一般廃棄物処理施設 設置者 許可等</td> <td style="text-align: center;">産業廃棄物処理施設 設置者 許可等</td> <td style="text-align: center;">許可等</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">設置・譲渡等の許可 を受け、一般廃棄物 処理施設の構造基準 等を遵守</td> <td></td> </tr> </table>		大臣 認定	再生利用の特例認定 (災許可・施設許可不要)	大臣 認定	市町村長 許可等	一般廃棄物処理計画の策定 処理責任:市町村 処理計画及び一般廃棄物処理基準に従い 処理	廃棄物処理計画の 策定 処理責任:排出事業者 自らが産業廃棄物処理基準・委託基準等 に従い処理	一般廃棄物処理業者 区域毎に許可を受け、 一般廃棄物処理基準 を遵守	産業廃棄物処理業者 区域毎に許可を受け、 産業廃棄物処理基準 を遵守	知事 許可等	一般廃棄物処理施設 設置者 許可等	産業廃棄物処理施設 設置者 許可等	許可等		設置・譲渡等の許可 を受け、一般廃棄物 処理施設の構造基準 等を遵守	
大臣 認定	再生利用の特例認定 (災許可・施設許可不要)	大臣 認定															
市町村長 許可等	一般廃棄物処理計画の策定 処理責任:市町村 処理計画及び一般廃棄物処理基準に従い 処理	廃棄物処理計画の 策定 処理責任:排出事業者 自らが産業廃棄物処理基準・委託基準等 に従い処理															
一般廃棄物処理業者 区域毎に許可を受け、 一般廃棄物処理基準 を遵守	産業廃棄物処理業者 区域毎に許可を受け、 産業廃棄物処理基準 を遵守	知事 許可等															
一般廃棄物処理施設 設置者 許可等	産業廃棄物処理施設 設置者 許可等	許可等															
	設置・譲渡等の許可 を受け、一般廃棄物 処理施設の構造基準 等を遵守																

現状と課題

- 廃棄物の処理や再生利用は廃棄物処理法に基づく許可等が必要
- 再生利用の特例認定や廃棄物処理施設の設置基準は全国一律
- 資源の循環的利用の加速と、安全・安心な廃棄物処理施設の円滑な設置が必要

道が再生利用を特例認定

本道の特性に応じた対象廃棄物等を定め、道州制特区内における再生利用を認定

道が廃棄物処理施設に関する独自基準を設定

道州制

廃棄物処理業の許可

道及び市町村は従前どおり審査
再生利用の特例は道が認定

廃棄物処理施設の許可

道及び政令市は技術上の基準（独自基準を含む）に基づき審査

廃棄物処理施設の設置手続き

計画・設計	* 焚却施設及び最終処分場は、告示縦覧等の網掛け部分が必要
生活環境影響調査	法第8条第3項及び第15条第3項 申請書には、環境省令で定めるところにより、周辺地域の生活環境の及ぼす影響について調査した結果を記載した書類を添付しなければならない。
許可申請	法第8条第2項及び第15条第2項 環境省令で定めるところにより、申請書を提出しなければならない。
告示・縦覧 利害関係者の意見	法第8条第4、6項及び第15条第4、6項 遅滞なく、告示、申請書の縦覧に供しなければならない。 利害関係者は意見書を提出することができる。
市町村長への通知	法第8条第5項及び第15条第5項 告示したときはその旨を関係市町村長に通知し、意見を聴かなければならない。
廃棄物処理施設専門 委員会	第8条の2第3項及び第15条の2第3項 あらかじめ、生活環境の保全に関し環境省令で定める事項について専門的知識を有する者の意見を聴かなければならない。
審査	<p>許可基準(法第8条の2第1項及び第15条の2第1項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物処理施設設置計画が環境省令で定める技術上の基準に適合していること。 ○廃棄物処理施設設置計画及び維持管理計画が周辺地域の生活環境の保全及び環境省令で定める周辺の施設について適正な配慮がなされたものであること。 ○申請者の能力が廃棄物処理施設設置計画及び維持管理計画を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。 ○申請者が欠格要件に(法第7条第5項第4号イから又及び第14条の第5項第4号イからヘまでのいずれにも)該当しないこと。 <p>技術上の基準</p> <p>一般廃棄物処理施設(規則第4条)、産業廃棄物処理施設(規則第12条、第12条の2) 最終処分場(総理府厚生省令) <主な構造基準></p> <ul style="list-style-type: none"> ○焼却施設 燃焼ガスの温度が800°C以上で、2秒以上滞留 高度の排ガス処理設備の設置 ○最終処分場 遮水工(遮水層の構造、厚さ、透水係数、遮水シートの枚数などの遮水効力、強度及び耐久力等)、遮光性不織布等の設置、地下水集排水設備及び保有水等集排水設備、浸出液処理設備の設置、最終処分場周縁の地下水の水質調査 <p>周辺環境等への配慮</p> <p>ごみ処理施設又は産業廃棄物処理施設の過度の集中により大気環境基準の確保が困難なときは許可しないことができる。(法第8条の2第2項、第15条の2第2項) 適正な配慮がなされるべき施設(規則第4条の2及び第12条の2の2)</p>
許可	<p>許可(法第8条及び第15条)</p> <p>一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設を設置しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>使用前検査(第8条の2第5項及び第15条の2第5項)</p> <p>知事の検査を受け、設置計画に適合していると認められた後でなければ使用してはならない。</p> <p>維持管理基準</p> <p>一般廃棄物処理施設(法第8条の3及び規則第4条の5) 産業廃棄物処理施設(第15条の2の2及び規則第12条の6、第12条の7) 廃棄物最終処分場に係る維持管理基準等(総理府厚生省令)</p>

産業廃棄物処理施設設置不許可処分取消請求訴訟について

1 施設の概要

- 所在地 北海道釧路市
- 廃棄物処理施設の種類 産業廃棄物最終処分場（安定型）
- 事業の範囲 建設廃材等

2 事案の概要

産業廃棄物処理業者が知事に対し、廃棄物処理法15条に基づき、北海道釧路市に産業廃棄物処理施設（最終処分場）の設置許可申請をしたところ、知事は、法15条が定めた一定の技術水準に達していることなどの要件を満たしているが、この施設の設置予定場所が住宅地及び文教施設に近接しているなど生活環境の保全上不適当であることや周辺住民の同意がなく、また、地元釧路市との公害防止協定等の締結が行われていないことを理由に、不許可処分をしたため、業者が不許可処分の取消を求めた事案。

札幌地裁及び札幌高裁は、業者の訴えを認める判決を行った。

3 主たる争点

産業廃棄物処理業者が同法15条の定める許可要件を満たしていても、産業廃棄物処理施設の設置の許可申請を不許可にすることができるか。

4 判決理由の概要

法第15条の許可制は、産業廃棄物処理施設の設置を一般的に禁止した上で、同条2項に適合していると認められる場合に、個別的に禁止を解除するという方式であり、財産権（土地利用）を公共の福祉の観点から制限しようとするものである。憲法29条は、財産権の行使を制限するためには、法律の規定による必要がある旨定めているから、法律に裁量権を認めるような規定のない法15条については、知事に対して裁量権を与えるものと解することはできず、同条2項各号の定める要件が満たされた場合には、許可しなければならないものと解される。本件では、法の予定しないような重大な被害が及ぶことが明白であることを認めるることはできない。

業者の行政指導に対する対応には不十分な面があり、周辺住民の不安を解消するに至らなかったことは認められるものの、もともと行政指導は相手方の任意の協力を前提とするものであって、強制力を有するものではなく、業者に権利の濫用に当たるといえるような特段の事業があるとは認められない。

業者が法の定めた産業廃棄物処理施設の設置の要件を充足していたのに、申請を不許可としたものであるから、違法であり、不許可処分は取り消されなければならない。

5 主な経過

平成 7年 6月28日	許可申請
平成 7年 9月18日	不許可処分
平成 7年10月 3日	処分の取消を求めて提訴
平成 9年 2月13日	札幌地裁判決（不許可処分を取り消す） ・法の不備を自らの措置で回避しようとした道の努力は評価できるとしているものの、結論として、知事の裁量は、法律の該当条項に規定する要件に適合しているかどうかに限られ、本件はこの要件を満たすので、不許可処分は違法である。
平成 9年 2月26日	道が控訴
平成 9年10月 7日	札幌高裁判決（控訴棄却の判決） ・処分場を設置・操業することにより、付近住民の人格権や所有権等を侵害する場合は、周辺住民等が、別途、当該施設の設置又は操業の差し止めを請求ができると考える。また、重大な被害が付近住民に及ぶことが明白であるような場合には、不許可とする余地も考えられるとした。

6 その他

廃棄物処理法の改正（平成9年6月）により生活環境影響調査、告示・縦覧、利害関係者の意見、市町村長への意見聴取、専門的知識を有する者の意見聴取等の規定が追加された。

廃棄物処理法に基づく権限の移譲 <新旧対照表>

区分	現 行	権限移譲後																									
イメージ図	<p>【業・施設許可権限】</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 10%;">区分</td> <td style="width: 30%;">処理業許可</td> <td style="width: 30%;">施設許可</td> </tr> <tr> <td>一般廃棄物</td> <td>180市町村長</td> <td>道・政令市長</td> </tr> <tr> <td>産業廃棄物</td> <td>道・政令市長</td> <td>道・政令市長</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(政令市：札幌市、旭川市、函館市)</p> <p>【廃棄物の再生利用の特例認定 法律 § 9-8及び15-4-2】 → 国認定により上記許可が不要</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 10%;">国</td> <td style="width: 90%;"> <input type="radio"/> 再生利用の認定を受けることができる <input type="radio"/> 再生利用の内容の基準に適合すること <input type="radio"/> 再生利用業者の基準に適合すること <input type="radio"/> 再生利用施設の基準に適合すること </td> </tr> </table> <p><対象廃棄物（規則 § 6-2及び12-12-2等）></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 10%;">国</td> <td style="width: 90%; vertical-align: top;"> (全国一律) <input type="radio"/> 一般廃棄物 廃ゴム製品、廃プラスチック、廃肉骨粉 <input type="radio"/> 産業廃棄物 廃ゴム製品、廃プラスチック、汚泥、廃肉骨粉 </td> </tr> </table> <p><再生利用の内容の基準（規則6-4及び12-12-4、関係告示）></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 10%;">国</td> <td style="width: 90%; vertical-align: top;"> ・廃棄物の再生利用の促進に寄与するものであること ・再生品の利用が見込まれること 等 </td> </tr> </table> <p><再生利用業者の基準（規則 § 6-5及び12-12-5、関係告示）></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 10%;">国</td> <td style="width: 90%; vertical-align: top;"> ・経理的及び技術的能力を有する者 ・廃棄物の性状分析・管理を行える者 等 </td> </tr> </table> <p><再生利用施設の基準（規則 § 6-6及び12-12-6、関係告示等）></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 10%;">国</td> <td style="width: 90%; vertical-align: top;"> ・自重等に対し、構造耐力上安全であること ・飛散及び悪臭の発散防止に必要な構造であること 等 </td> </tr> </table> <p>【廃棄物処理施設の基準】（法 § 8-2及び15-2 等）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 10%;">国</td> <td style="width: 90%; vertical-align: top;"> 全国一律 技術上の基準 </td> </tr> </table>	区分	処理業許可	施設許可	一般廃棄物	180市町村長	道・政令市長	産業廃棄物	道・政令市長	道・政令市長	国	<input type="radio"/> 再生利用の認定を受けることができる <input type="radio"/> 再生利用の内容の基準に適合すること <input type="radio"/> 再生利用業者の基準に適合すること <input type="radio"/> 再生利用施設の基準に適合すること	国	(全国一律) <input type="radio"/> 一般廃棄物 廃ゴム製品、廃プラスチック、廃肉骨粉 <input type="radio"/> 産業廃棄物 廃ゴム製品、廃プラスチック、汚泥、廃肉骨粉	国	・廃棄物の再生利用の促進に寄与するものであること ・再生品の利用が見込まれること 等	国	・経理的及び技術的能力を有する者 ・廃棄物の性状分析・管理を行える者 等	国	・自重等に対し、構造耐力上安全であること ・飛散及び悪臭の発散防止に必要な構造であること 等	国	全国一律 技術上の基準	<p>【廃棄物の再生利用の特例認定 法律 § 9-8及び15-4-2】 → 道認定により、廃棄物処理業及び廃棄物処理施設の許可が不要</p> <p><対象廃棄物（規則 § 6-2及び12-12-2等）></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 10%;">道</td> <td style="width: 90%; vertical-align: top;"> 地域の実情に応じ対象廃棄物を追加可能 (例) 廃油（廃食用油）、木くず、動物のふん尿など、豊富なバイオマスの利活用 </td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">} 道</p> <p><再生利用の内容の基準（規則 § 6-4等）、再生利用業者の基準（規則 § 6-5）及び再生利用施設の基準（規則 § 6-6等）を設定可能</p> <p>【廃棄物処理施設の基準】（法 § 8-2及び15-2 等）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 10%;">道</td> <td style="width: 90%; vertical-align: top;"> 独自の基準 上乗せ基準（水道水源への配慮など） </td> </tr> </table>	道	地域の実情に応じ対象廃棄物を追加可能 (例) 廃油（廃食用油）、木くず、動物のふん尿など、豊富なバイオマスの利活用	道	独自の基準 上乗せ基準（水道水源への配慮など）
区分	処理業許可	施設許可																									
一般廃棄物	180市町村長	道・政令市長																									
産業廃棄物	道・政令市長	道・政令市長																									
国	<input type="radio"/> 再生利用の認定を受けることができる <input type="radio"/> 再生利用の内容の基準に適合すること <input type="radio"/> 再生利用業者の基準に適合すること <input type="radio"/> 再生利用施設の基準に適合すること																										
国	(全国一律) <input type="radio"/> 一般廃棄物 廃ゴム製品、廃プラスチック、廃肉骨粉 <input type="radio"/> 産業廃棄物 廃ゴム製品、廃プラスチック、汚泥、廃肉骨粉																										
国	・廃棄物の再生利用の促進に寄与するものであること ・再生品の利用が見込まれること 等																										
国	・経理的及び技術的能力を有する者 ・廃棄物の性状分析・管理を行える者 等																										
国	・自重等に対し、構造耐力上安全であること ・飛散及び悪臭の発散防止に必要な構造であること 等																										
国	全国一律 技術上の基準																										
道	地域の実情に応じ対象廃棄物を追加可能 (例) 廃油（廃食用油）、木くず、動物のふん尿など、豊富なバイオマスの利活用																										
道	独自の基準 上乗せ基準（水道水源への配慮など）																										
法令制度	<ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物の再生利用の特例 <ul style="list-style-type: none"> ・対象廃棄物や再生利用の内容は、全国一律のため、地域の実情が考慮されない（法9-8及び15-4-2等）。 ○廃棄物処理施設の基準 <ul style="list-style-type: none"> ・全国一律であり、地域の実情に応じた措置が困難（法8-2及び15-2等）。 	<p>【特区提案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物の再生利用の特例 <ul style="list-style-type: none"> ・対象廃棄物や再生利用の内容など再生利用の特例について、北海道においては道条例で定めることとする（法9-8及び15-4-2等）。 ○廃棄物処理施設の基準 <ul style="list-style-type: none"> ・施設の設置基準について、北海道においては道条例で定めることとする（法8-2及び15-2等）。 																									

○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年十二月二十五日法律第百三十七号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）をいう。

2 この法律において「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
3～6（略）

（一般廃棄物処理施設の許可）

第八条 一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設で政令で定めるもの（以下単に「ごみ処理施設」という。）、し尿処理施設（浄化槽法第二条第一号に規定する浄化槽を除く。以下同じ。）及び一般廃棄物の最終処分場で政令で定めるものをいう。以下同じ。）を設置しようとする者（第六条の二第一項の規定により一般廃棄物を処分するために一般廃棄物処理施設を設置しようとする市町村を除く。）は、当該一般廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

2（略）

3 前項の申請書には、環境省令で定めるところにより、当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を添付しなければならない。ただし、当該申請書に記載した同項第二号から第七号までに掲げる事項が、過去になされた第一項の許可に係る当該事項と同一である場合その他の環境省令で定める場合は、この限りでない。

4 都道府県知事は、一般廃棄物処理施設（政令で定めるものに限る。）について第一項の許可の申請があつた場合には、遅滞なく、第二項第一号から第四号までに掲げる事項、申請年月日及び縦覧場所を告示するとともに、同項の申請書及び前項の書類（同項ただし書に規定する場合にあつては、第二項の申請書）を当該告示の日から一月間公衆の縦覧に供しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定による告示をしたときは、遅滞なく、その旨を当該一般廃棄物処理施設の設置に関し生活環境の保全上関係がある市町村の長に通知し、期間を指定して当該市町村長の生活環境の保全上の見地からの意見を聽かなければならない。

6 第四項の規定による告示があつたときは、当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、同項の縦覧期間満了日の翌日から起算して二週間を経過する日までに、当該都道府県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

（許可の基準等）

第八条の二 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 その一般廃棄物処理施設の設置に関する計画が環境省令で定める技術上の基準に適合していること。

二 その一般廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が当該一般廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び環境省令で定める周辺の施設について適正な配慮がなされたものであること。

三 申請者の能力がその一般廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画に従つて当該一般廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

四 申請者が第七条第五項第四号イから又までのいずれにも該当しないこと。

2～7（略）

（一般廃棄物処理施設の維持管理）

第八条の三 第八条第一項の許可を受けた者は、環境省令で定める技術上の基準及び当該許可に係る同条第二項の申請書に記載した維持管理に関する計画（当該計画について第九条第一項の許可を受けたときは、変更後のもの）に従い、当該許可に係る一般廃棄物処理施設の維持管理をしなければならない。

（一般廃棄物の再生利用に係る特例）

第九条の八 環境省令で定める一般廃棄物の再生利用を行い、又は行おうとする者は、環境省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、環境大臣の認定を受けることができる。

一 当該再生利用の内容が、生活環境の保全上支障のないものとして環境省令で定める基準に適合すること。

二 当該再生利用を行い、又は行おうとする者が環境省令で定める基準に適合すること。

三 前号に規定する者が設置し、又は設置しようとする当該再生利用の用に供する施設が環境省令で定める基準に適合すること。

2 環境大臣は、前項の認定の申請に係る再生利用が同項各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認定をするものとする。

3 第一項の認定を受けた者は、第七条第一項若しくは第六項又は第八条第一項の規定にかかわらず、

これらの規定による許可を受けないで、当該認定に係る一般廃棄物の当該認定に係る収集若しくは運搬若しくは処分を業として行い、又は当該認定に係る一般廃棄物処理施設を設置することができる。

4~6 (略)

(産業廃棄物処理施設)

第十五条 産業廃棄物処理施設（廃プラスチック類処理施設、産業廃棄物の最終処分場その他の産業廃棄物の処理施設で政令で定めるものをいう。以下同じ。）を設置しようとする者は、当該産業廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

2~6 (略)

(許可の基準等)

第十五条の二 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- 一 その産業廃棄物処理施設の設置に関する計画が環境省令で定める技術上の基準に適合していること。
- 二 その産業廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が当該産業廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び環境省令で定める周辺の施設について適正な配慮がなされたものであること。
- 三 申請者の能力がその産業廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画に従つて当該産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。
- 四 申請者が第十四条第五項第二号イからヘまでのいずれにも該当しないこと。

2~5 (略)

(産業廃棄物処理施設の維持管理)

第十五条の二の二 産業廃棄物処理施設の設置者は、環境省令で定める技術上の基準及び当該産業廃棄物処理施設の許可に係る第十五条第二項の申請書に記載した維持管理に関する計画（当該計画について第十五条の二の五第一項の許可を受けたときは、変更後のもの）に従い、当該産業廃棄物処理施設の維持管理をしなければならない。

(産業廃棄物の再生利用に係る特例)

第十五条の四の二 環境省令で定める産業廃棄物の再生利用を行い、又は行おうとする者は、環境省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、環境大臣の認定を受けることができる。

- 一 当該再生利用の内容が、生活環境の保全上支障のないものとして環境省令で定める基準に適合すること。
- 二 当該再生利用を行い、又は行おうとする者が環境省令で定める基準に適合すること。
- 三 前号に規定する者が設置し、又は設置しようとする当該再生利用の用に供する施設が環境省令で定める基準に適合すること。

2 (略)

○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年九月二十三日厚生省令第三十五号）（抄）

第四条 法第八条の二第一項第一号（法第九条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定によるごみ処理施設の技術上の基準は、次のとおりとする。

- 一 自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること。
- 二～六 (略)

七 焼却施設（次号に掲げるものを除く。）にあつては、次の要件を備えていること。

イ 外気と遮断された状態で、定量ずつ連続的にごみを燃焼室に投入することができる供給装置が設けられていること。ただし、環境大臣が定める焼却施設にあつては、この限りでない。

ロ 次の要件を備えた燃焼室が設けられていること。

(1) 燃焼ガスの温度が摂氏八百度以上の状態でごみを焼却することができるものであること。

(2) 燃焼ガスが、摂氏八百度以上の温度を保ちつつ、二秒以上滞留できるものであること。

(3) 外気と遮断されたものであること。

(4) 燃焼ガスの温度を速やかに(1)に掲げる温度以上にし、及びこれを保つために必要な助燃装置が設けられていること。

(5) 燃焼に必要な量の空気を供給できる設備（供給空気量を調節する機能を有するものに限る。）が設けられていること。

ハ～カ (略)

ハ～十五 (略)

2 (略)

(適正な配慮がなされるべき周辺の施設)

第四条の二 法第八条の二第一項第二号（法第九条第二項において準用する場合を含む。）の環境省令で定める周辺の施設は、当該施設の利用者の特性に照らして、生活環境の保全について特に適正な配慮が必要であると認められる施設とする。

(再生利用に係る特例の対象となる一般廃棄物)

第六条の二 法第九条の八第一項の規定による環境省令で定める一般廃棄物は、次の各号のいずれにも該当せず、かつ、同条の規定による特例の対象とすることによりその再生利用が促進されると認められる一般廃棄物であつて環境大臣が定めるものとする。

一～三 (略)

(再生利用の内容の基準)

第六条の四 法第九条の八第一項第一号の規定による環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 当該申請に係る再生利用が、当該再生利用に係る一般廃棄物の再生利用の促進に寄与するものであること。
 - 二 再生品の性状を適合させるべき標準的な規格があること等当該再生品の性状が利用者の需要に適合していることを判断するに足りる条件が整備されていることにより、再生品の利用が見込まれること。
- 三～九 (略)
- 十 その他第六条の二の規定により環境大臣が定める一般廃棄物ごとに環境大臣が定める基準に適合していること。

(再生利用を行い、又は行おうとする者の基準)

第六条の五 法第九条の八第一項第二号の規定による環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 法第九条の八第一項の認定の申請の際五年以上当該申請に係る再生利用を業として的確に行っている者又は経理的及び技術的にこれと同等以上の能力を有すると認められる者であつて、かつ、周辺地域の生活環境の保全及び増進に配慮された事業計画を有する者であること。
 - 二 (略)
 - 三 第四条の五第一項第一号、第十号から第十四号まで及び第十六号に規定する基準に従い、当該申請に係る再生利用の用に供する施設の維持管理をすることができる者であること。
 - 四 当該申請に係る再生利用の用に供する施設が一般廃棄物処理施設である場合には、第四条の五に規定する基準（前号に掲げるものを除き、当該施設に係るもの（当該施設が焼却施設である場合には、同条第一項第二号ワを除く。）に限る。）に従い、当該一般廃棄物処理施設の維持管理をすることができる者であること。
- 五～十 (略)
- 十一 その他第六条の二の規定により環境大臣が定める一般廃棄物ごとに環境大臣が定める基準に適合していること。

(再生利用の用に供する施設の基準)

第六条の六 法第九条の八第一項第三号の規定による環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 第四条第一項第一号、第三号から第六号まで及び第十五号に規定する基準に適合していること。
- 二 当該施設が一般廃棄物処理施設である場合には、第四条に規定する基準（前号に掲げるものを除き、当該施設に係るものに限る。）に適合していること。
- 三 第六条の三第一項第六号ニの規定により申請書に記載された処理能力を有すること。
- 四 施設の設置に関する計画が当該施設に係る周辺地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされたものであること。
- 五 その他第六条の二の規定により環境大臣が定める一般廃棄物ごとに環境大臣が定める基準に適合していること。

(産業廃棄物処理施設の技術上の基準)

第十二条 法第十五条の二第一項第一号（法第十五条の二の五第二項において準用する場合を含む。次条第一項において同じ。）の規定による産業廃棄物処理施設（産業廃棄物の最終処分場を除く。次条、第十二条の六及び第十二条の七において同じ。）のすべてに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。

- 一 自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること。
 - 二 削除
 - 三 産業廃棄物、産業廃棄物の処理に伴い生ずる排ガス及び排水、施設において使用する薬剤等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。
- 四～七 (略)

第十二条の二 法第十五条の二第一項第一号の規定による産業廃棄物処理施設の技術上の基準は、前

条に定めるもののほか、この条の定めるところによる。

- 2 令第七条第一号に掲げる施設の技術上の基準は、施設が設置される床又は地盤面が、不透水性の材料で築造され、又は被覆されていることとする。

3~16 (略)

(再生利用に係る特例の対象となる産業廃棄物)

第十二条の十二の二 法第十五条の四の二第一項の規定による環境省令で定める産業廃棄物は、次の各号のいずれにも該当せず、かつ、同条の規定による特例の対象とすることによりその再生利用が促進されると認められる産業廃棄物であつて環境大臣が定めるものとする。

- 一 はいじん又は燃え殻であつて、産業廃棄物の焼却に伴つて生じたものその他の生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあるもの
- 二 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第二条第一項第一号イに掲げるもの
- 三 通常の保管状況の下で容易に腐敗し、又は揮発する等その性状が変化することによって生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあるもの

(再生利用の内容の基準)

第十二条の十二の四 法第十五条の四の二第一項第一号の規定による環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 当該申請に係る再生利用が、当該再生利用に係る産業廃棄物の再生利用の促進に寄与するものであること。
- 二 再生品の性状を適合させるべき標準的な規格があること等当該再生品の性状が利用者の需要に適合していることを判断するに足りる条件が整備されていることにより、再生品の利用が見込まれること。
- 三~九 (略)
- 十 その他第十二条の十二の二の規定により環境大臣が定める産業廃棄物ごとに環境大臣が定める基準に適合していること。

(再生利用を行い、又は行おうとする者の基準)

第十二条の十二の五 法第十五条の四の二第一項第二号の規定による環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 法第十五条の四の二第一項の認定の申請の際五年以上当該申請に係る再生利用を業として的確に行つている者又は経理的及び技術的にこれと同等以上の能力を有すると認められる者であつて、かつ、周辺地域の生活環境の保全及び増進に配慮された事業計画を有する者であること。
- 二 当該申請に係る再生利用の用に供する施設において得られる再生品の性状が第十二条の十二の三において準用する第六条の三第一項第二号ハの規定により申請書に記載された当該再生品の性状に適合したものとなるよう、次に掲げる事項を適切に行うことができる者であること。
 - イ 受け入れる産業廃棄物の性状の分析及び管理
 - ロ 当該申請に係る再生利用の用に供する施設の運転管理
 - ハ 再生品の性状の分析及び管理
- 三 第十二条の六に規定する基準に従い、当該申請に係る再生利用の用に供する施設の維持管理をすることができる者であること。
- 四 当該申請に係る再生利用の用に供する施設が産業廃棄物処理施設である場合には、第十二条の七に規定する基準（当該施設に係るもの（当該施設が令第七条第二号、第五号、第八号、第十二号及び第十三号の二に掲げる施設である場合には、第十二条の七第五項においてその例によるものとされた第四条の五第一項第二号ワを除く。）に限る。）に従い、当該産業廃棄物処理施設の維持管理をすることができる者であること。
- 五~十 (略)
- 十一 その他第十二条の十二の二の規定により環境大臣が定める産業廃棄物ごとに環境大臣が定める基準に適合していること。

(再生利用の用に供する施設の基準)

第十二条の十二の六 法第十五条の四の二第一項第三号の規定による環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 第十二条第一号及び第三号から第七号までに規定する基準に適合していること。
- 二 当該施設が産業廃棄物処理施設である場合には、第十二条の二に規定する基準（当該施設に係るものに限る。）に適合していること。
- 三 第十二条の十二の三において準用する第六条の三第一項第六号ニの規定により申請書に記載された処理能力を有すること。
- 四 施設の設置に関する計画が当該施設に係る周辺地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされたものであること。
- 五 その他第十二条の十二の二の規定により環境大臣が定める産業廃棄物ごとに環境大臣が定める基準に適合していること。

○ 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める
省令（昭和五十二年三月十四日総理府・厚生省令第一号）（抄）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八条第二項及び第四項並びに第十五条第二項及び第三項の規定に基づき、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令を次のように定める。

（一般廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準）

第一条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。）第八条の二第一項第一号の規定による一般廃棄物の最終処分場の技術上の基準は、次のとおりとする。

一～六 （略）

2 法第八条の三 の規定による一般廃棄物の最終処分場の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 埋立地の外に一般廃棄物が飛散し、及び流出しないように必要な措置を講ずること。

二～二十 （略）

3 法第九条第五項（法第九条の三第十項において準用する場合を含む。）の規定による一般廃棄物の最終処分場の廃止の技術上の基準は、廃棄物が埋め立てられている一般廃棄物の最終処分場にあつては次のとおりとし、廃棄物が埋め立てられていない一般廃棄物の最終処分場にあつては廃棄物が埋め立てられていないこととする。

一 最終処分場が、第一項（第一号、第二号並びに第五号木及びヘを除く。）に規定する技術上の基準に適合していないと認められること。

二～十一 （略）

（産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準）

第二条 法第十五条の二第一項第一号の規定による産業廃棄物の最終処分場の技術上の基準は、前条第一項第三号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

一～四 （略）

2 法第十五条の二の二 の規定による産業廃棄物の最終処分場の維持管理の技術上の基準は、前条第二項第一号から第四号まで及び第六号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

一～三 （略）

3 法第十五条の二の五第三項 において準用する法第九条第五項 の規定による産業廃棄物の最終処分場の廃止の技術上の基準は、廃棄物が埋め立てられている産業廃棄物の最終処分場にあつては前条第三項第二号から第四号まで及び第十一号の規定の例によるほか、次のとおりとし、廃棄物が埋め立てられていない産業廃棄物の最終処分場にあつては廃棄物が埋め立てられていないこととする。

一～三 （略）

4 （略）

○ 環境大臣が定める一般廃棄物（平成九年十二月二十六日厚生省告示第二五八号）（抄）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第六条の二の環境大臣が定める一般廃棄物は、次のとおりとする。

- 一 廃ゴム製品（ゴムタイヤその他のゴム製品であって、鉄を含むものが廃棄物となったものに限る。）
- 二 廃プラスチック類
- 三 廃肉骨粉（化製場等に関する法律（昭和二十三年法律第百四十号）第一条第二項に規定する化製場から排出されるものに限る。）

○ 再生利用に係る特例の対象となる産業廃棄物（平成九年十二月二十六日厚生省告示第二五九号）（抄）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第十二条の十二の二の再生利用に係る特例の対象となる産業廃棄物は、次のとおりとする。

- 一 廃ゴム製品（ゴムタイヤその他のゴム製品であって、鉄を含むものが廃棄物となったものに限る。）
- 二 汚泥（シールド工法若しくは開削工法を用いた掘削工事、杭基礎工法、ケーソン基礎工法若しくは連続地中壁工法に伴う掘削工事若しくは地盤改良工法を用いた工事に伴って生じた無機性のもの又は半導体製造、太陽電池製造若しくはシリコンウエハ製造の過程で生じる専らシリコンを含む排水のろ過膜を用いた処理に伴って生じたものに限る。）
- 三 廃プラスチック類
- 四 廃肉骨粉（化製場等に関する法律（昭和二十三年法律第百四十号）第一条第二項に規定する化製場から排出されるものに限る。）

○ 廃ゴム製品に係る再生利用の内容等の基準（平成十八年 環境省告示第七七号）（抄）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第六条の四第十号及び第六条の五第十一号並びに第十二条の十二の四第十号及び第十二条の十二の五第十一号の規定に基づき、廃ゴム製品に係る再生利用の内容等の基準を次のように定める。

- 1 廃ゴム製品（ゴムタイヤその他のゴム製品であって、鉄を含むものが廃棄物となったものに限る。以下同じ。）に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「規則」という。）第六条の四第十号及び第十二条の十二の四第十号の規定により環境大臣が定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。
- 一 廃ゴム製品に含まれる鉄をセメントの原材料として使用するものであって、次のいずれにも該当するものであること。
 - イ 再生利用に供される廃ゴム製品のうち、廃ゴムタイヤ（自動車用のものに限る。）であること。
 - ロ 再生品（再生によって得ようとする物。以下同じ。）であるセメントが、同一の種類及び同等の品質のものの価格等と比較して、利用が確実に見込まれるものであること。
 - 二 廃ゴム製品を鉄鋼の製造の用に供する転炉その他の製鉄所の施設において溶銑に再生し、かつ、これを鉄鋼製品の原材料として使用するものであって、再生品である鉄鋼製品が、同一の種類及び同等の性能のものの価格等と比較して、利用が確実に見込まれるものであること。
- 2 廃ゴム製品に係る規則第六条の五第十一号及び第十二条の十二の五第十一号の規定により環境大臣が定める基準は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- 一 前項第一号に該当する場合 セメントの製造及び販売を主たる事業として行う者であって、再生品として製造したセメントの販売を円滑に行うことができる事が事業の実績等に照らして明らかであるものであること。
 - 二 前項第二号に該当する場合 鉄鋼製品の製造及び販売を主たる事業として行う者であって、再生品として製造した鉄鋼製品の販売を円滑に行うことができる事が事業の実績等に照らして明らかであるものであること。

○ 廃プラスチック類に係る再生利用の内容等の基準（平成十五年 環境省告示第二五号）（略）

○ 廃肉骨粉に係る再生利用の認定の申請書に添付する書類及び図面並びに再生利用の内容等の基準（平成十三年 環境省告示第五六号）（略）

○ 転炉等の維持管理の技術上の基準及び技術上の基準（平成十五年 環境省告示第一〇五号）（略）

北海道観光おもてなし特区（観光振興特区）

現状

- ・旅行形態や目的の多様化により、従来の観光資源による定番型の観光に加え、多彩で個性あふれる観光地づくりが求められている。
- ・あたたかいおもてなしなど、安心して快適に観光ができる体制の整備を行い、リピーターの増加など安定した観光地づくりを目指す必要がある。
- ・特に、北海道洞爺湖サミットの開催などにより、諸外国から注目を集めている中で、外国人観光客に対するきめ細かな対応が必要とされている。

課題

- ・外国人来道者の受け入れ体制、利便性の向上のため、母国語の通じる優れた外国人を長期的に確保する必要があるが、ホテル、旅館業界での長期滞在が難しい。
- ・増加する外国人観光客に対応するため、地域限定通訳案内士制度が創設されたが、試験の実施基準が国が細かく定めているため、北海道のオリジナリティを発揮できる部分が制限されている。

目指すすがた

北海道観光おもてなし特区（観光振興特区）の創設

■外国人従業員の受け入れ促進
・外国からの優秀な人材を長期間確保し、外国人観光客へのホスピタリティの向上を図る。

■地域限定通訳案内士試験における裁量の拡大
・試験に関する基準は国の権限

特例措置
権限移譲
関与の縮小

■ホテル従業員等の在留期間の確保
→3年又は1年とする
(出入国管理及び難民認定法令の改正)
→国際観光地としてのホスピタリティの向上が図られ、外国人観光客の増加が図られる。

■北海道独自の試験方法等の設定
→道独自の試験方法等の設定により、より一層地域の実情に精通したガイドを養成することが可能となる。

※ 税関係などについては調整中

外 国 人 人 材 受 入 れ の 促 進

現状

- ・北海道を訪れる外国人観光客は年々増加しており、平成20年度に開催予定の北海道洞爺湖サミットの開催を契機に、更なる増加が期待されるところ。
(外国人観光客数 H14年度:約28万人 H18年度:約60万人)
- ・それに伴い、外国人宿泊者も増加しており、宿泊施設で母国語が通じることは、観光地選び宿泊地選びにおいて重要なポイントとなる。
- ・道内の施設の約9割が外国人を受け入れているが、英語のできる職員がいる施設が52%、中国語が17%、韓国語は9%に止まっている。

課題

- ・出入国管理法では、一定の要件を満たす技能をもつシェフ、インストラクターについて、3年又は1年の滞在期間が認められているが、範囲が限定されている。
- ・(財)国際研修協力機構が実施する「外国人研修・技能実習制度」について1年間の研修期間の滞在が認められているがあくまでも研修である。
- ・このため、長期間の滞在を認め、北海道観光に精通した外国人人材を確保し、外国人観光客への対応力を向上させる必要がある。

目指すすがた

観光業務に従事する外国人人材の確保

○出入国管理法において3年又は1年の滞在が認められる者

- ・シェフ(技能)
- ・インストラクター(技能)

○活動基準

本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を有する業務に従事する活動

※研修制度による滞在は1年

特例措置

○観光関連業務に従事する高度なサービスを提供できる外国人ホテルマンなどを追加

○対象者の例

ホテル業務について3年以上の実務経験を有し、日本語が堪能な者

○活動基準

本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を有する業務に従事する活動

- ・外国からの優秀な人材を長期間確保することにより、外国語による優れたサービスの提供が可能となり、外国人観光客へのホスピタリティの向上が図られ、北海道観光の魅力アップにつながる。

外国人材受け入れの促進 <新旧対照表>

区分	現 行		権限移譲後																						
イメージ図	<p>【外国人の在留資格及び在留期間】 <出入国管理法></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">ホテルマン</th> <th style="text-align: center;">シェフ・インストラクター</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">在留資格 活動内容 (法 § 2-2 ②、法別表 第1-2)</td><td> <p>人文知識・国際業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本邦の公私の機関との契約に基づいて行う法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する知識を必要とする業務に従事する活動 </td><td> <p>技能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動 </td></tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">活動基準 (法 § 7① II、省令)</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・翻訳、通訳、語学の指導、広報、宣伝など ・3年以上の実務経験 ・日本人と同等額以上の報酬 </td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・日本人と同等額以上の報酬 ・(シェフは) 外国で考案され日本で特殊なものについて10年以上の実務経験 ・(インストラクターは) スポーツの指導技能について3年以上の実務経験 </td></tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">在留期間 (法 § 2-2③、</td><td style="text-align: center;">3年又は1年</td><td style="text-align: center;">3年又は1年</td><td colspan="2"></td></tr> </tbody> </table> <p>* ホテルマンの正式名称（日本標準職業分類による） <input type="radio"/> ホテル・旅館のフロント係 → 「受付・案内事務員」 <input type="radio"/> 接客や案内、客室の整備、ホテルサービスを行う者 → 「旅館・ホテル接客係」</p>	区分	ホテルマン	シェフ・インストラクター	在留資格 活動内容 (法 § 2-2 ②、法別表 第1-2)	<p>人文知識・国際業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本邦の公私の機関との契約に基づいて行う法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する知識を必要とする業務に従事する活動 	<p>技能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動 	活動基準 (法 § 7① II、省令)	<ul style="list-style-type: none"> ・翻訳、通訳、語学の指導、広報、宣伝など ・3年以上の実務経験 ・日本人と同等額以上の報酬 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本人と同等額以上の報酬 ・(シェフは) 外国で考案され日本で特殊なものについて10年以上の実務経験 ・(インストラクターは) スポーツの指導技能について3年以上の実務経験 	在留期間 (法 § 2-2③、	3年又は1年	3年又は1年			<p>【外国人の在留資格及び在留期間】 <出入国管理法></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">ホテルマン・シェフ・インストラクター</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">在留資格 活動内容 (追加)</td><td> <p>観光サービス技能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光関連業務で高度なサービスを提供する外国人ホテルマンなどを対象とし、接客に係る技能を必要とする業務に従事する活動 </td></tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">活動基準 (追加)</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・ホテルマン、ホテルシェフ、ラフティングなどのアウトドアガイドなど ・3年以上の実務経験 ・日本人と同等額以上の報酬 </td></tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">在留期間 (追加)</td><td style="text-align: center;">3年又は1年</td></tr> </tbody> </table>		区分	ホテルマン・シェフ・インストラクター	在留資格 活動内容 (追加)	<p>観光サービス技能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光関連業務で高度なサービスを提供する外国人ホテルマンなどを対象とし、接客に係る技能を必要とする業務に従事する活動 	活動基準 (追加)	<ul style="list-style-type: none"> ・ホテルマン、ホテルシェフ、ラフティングなどのアウトドアガイドなど ・3年以上の実務経験 ・日本人と同等額以上の報酬 	在留期間 (追加)	3年又は1年
区分	ホテルマン	シェフ・インストラクター																							
在留資格 活動内容 (法 § 2-2 ②、法別表 第1-2)	<p>人文知識・国際業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本邦の公私の機関との契約に基づいて行う法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する知識を必要とする業務に従事する活動 	<p>技能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動 																							
活動基準 (法 § 7① II、省令)	<ul style="list-style-type: none"> ・翻訳、通訳、語学の指導、広報、宣伝など ・3年以上の実務経験 ・日本人と同等額以上の報酬 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本人と同等額以上の報酬 ・(シェフは) 外国で考案され日本で特殊なものについて10年以上の実務経験 ・(インストラクターは) スポーツの指導技能について3年以上の実務経験 																							
在留期間 (法 § 2-2③、	3年又は1年	3年又は1年																							
区分	ホテルマン・シェフ・インストラクター																								
在留資格 活動内容 (追加)	<p>観光サービス技能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光関連業務で高度なサービスを提供する外国人ホテルマンなどを対象とし、接客に係る技能を必要とする業務に従事する活動 																								
活動基準 (追加)	<ul style="list-style-type: none"> ・ホテルマン、ホテルシェフ、ラフティングなどのアウトドアガイドなど ・3年以上の実務経験 ・日本人と同等額以上の報酬 																								
在留期間 (追加)	3年又は1年																								
法令制度	<p>○外国人の在留資格及び在留期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出入国管理法の在留資格としては、ホテルマンは「人文知識・国際業務」の翻訳・通訳等の資格で、シェフ・インストラクターは「技能」に該当する場合が考えられるが、活動基準の制限があり、観光関連業務で高度なサービスを提供できる外国人の包括的な在留資格はない（法 § 2-2、§ 7など）。 		<p>【特区提案】</p> <p>○外国人の在留資格及び在留期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北海道の豊かな自然や食材、アウトドアスポーツを活かした北海道観光の振興に資するため、北海道においては、観光関連業務で高度なサービスを提供する外国人ホテルマンなどを対象として、新たな在留資格を追加する（法 § 2-2、§ 7など）。 																						

○ 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年十月四日政令第三百十九号）（抄）

（在留資格及び在留期間）

- 第二条の二 本邦に在留する外国人は、出入国管理及び難民認定法及び他の法律に特別の規定がある場合を除き、それぞれ、当該外国人に対する上陸許可若しくは当該外国人の取得に係る在留資格又はそれらの変更に係る在留資格をもつて在留するものとする。
- 2 在留資格は、別表第一又は別表第二の上欄に掲げるとおりとし、別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者は当該在留資格に応じそれぞれ本邦において同表の下欄に掲げる活動を行うことができ、別表第二の上欄の在留資格をもつて在留する者は当該在留資格に応じそれぞれ本邦において同表の下欄に掲げる身分若しくは地位を有する者としての活動を行うことができる。
- 3 第一項の外国人が在留することのできる期間（以下「在留期間」という。）は、各在留資格について、法務省令で定める。この場合において、外交、公用及び永住者の在留資格以外の在留資格に伴う在留期間は、三年（特定活動（別表第一の五の表の下欄二に係るもの）を除く。）の在留資格にあつては、五年）を超えることができない。

（入国審査官の審査）

第七条 入国審査官は、前条第二項の申請があつたときは、当該外国人が次の各号（第二十六条第一項の規定により再入国の許可を受け又は第六十一条の二の十二第一項の規定により交付を受けた難民旅行証明書を所持して上陸する外国人については、第一号及び第四号）に掲げる上陸のための条件に適合しているかどうかを審査しなければならない。

- 一 その所持する旅券及び、査証を必要とする場合には、これに与えられた査証が有効であること。
- 二 申請に係る本邦において行おうとする活動が虚偽のものでなく、別表第一の下欄に掲げる活動（五の表の下欄（二に係る部分に限る。）に掲げる活動については、法務大臣があらかじめ告示をもつて定める活動に限る。）又は別表第二の下欄に掲げる身分若しくは地位（永住者の項の下欄に掲げる地位を除き、定住者の項の下欄に掲げる地位については法務大臣があらかじめ告示をもつて定めるものに限る。）を有する者としての活動のいずれかに該当し、かつ、別表第一の二の表及び四の表の下欄並びに五の表の下欄（口に係る部分に限る。）に掲げる活動を行おうとする者については我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情を勘案して法務省令で定める基準に適合すること。
- 三 申請に係る在留期間が第二条の二第三項の規定に基づく法務省令の規定に適合することであること。
- 四 当該外国人が第五条第一項各号のいずれにも該当しないこと。
- 2 前項の審査を受ける外国人は、同項に規定する上陸のための条件に適合していることを自ら立証しなければならない。この場合において、別表第一の五の表の下欄（イからハまでに係る部分に限る。）に掲げる活動を行おうとする外国人は、同項第二号に掲げる条件に適合していることの立証については、次条に規定する証明書をもつてしなければならない。
- 3 法務大臣は、第一項第二号の法務省令を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議するものとする。

別表第一の二（抄）

在留資格	本邦において行うことができる活動
人文知識・国際業務	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する知識を必要とする業務に従事する活動（一の表の教授の項、芸術の項及び報道の項の下欄に掲げる活動並びにこの表の投資・経営の項から教育の項まで、企業内転勤の項及び興行の項の下欄に掲げる活動を除く。）
技能	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動

○ 出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年十月二十八日法務省令第五十四号）（抄）

第三条 法第二条の二第三項に規定する在留期間は、別表第二の上欄に掲げる在留資格に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

別表第二（抄）

在留資格	在留期間
人文知識・国際業務	三年又は一年
技能	三年又は一年

○ 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年五月二十四日法務省令第十六号）（抄）

出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第七条第一項第二号の基準は、法第六条第二項の申請を行った者（以下「申請人」という。）が本邦において行おうとする次の表の上欄に掲げる活動に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

活動	基 準
法別表第一の二の表の人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる活動	<p>申請人が次のいずれにも該当していること。ただし、申請人が、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第五十八条の二に規定する国際仲裁事件の手続についての代理に係る業務に従事しようとする場合は、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 申請人が人文科学の分野に属する知識を必要とする業務に従事しようとする場合は、従事しようとする業務について、これに必要な知識に係る科目を専攻して大学を卒業し若しくはこれと同等以上の教育を受け又は従事しようとする業務について十年以上の実務経験（大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程又は専修学校の専門課程において当該知識に係る科目を専攻した期間を含む。）により、当該知識を修得していること。 二 申請人が外国の文化に基盤を有する思考又は感受性を必要とする業務に従事しようとする場合は、次のいずれにも該当していること。 <ul style="list-style-type: none"> イ 翻訳、通訳、語学の指導、広報、宣伝又は海外取引業務、服飾若しくは室内装飾に係るデザイン、商品開発その他これらに類似する業務に従事すること。 □ 従事しようとする業務に関連する業務について三年以上の実務経験を有すること。ただし、大学を卒業した者が翻訳、通訳又は語学の指導に係る業務に従事する場合は、この限りでない。 三 申請人が日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。
法別表第一の二の表の技能の項の下欄に掲げる活動	<p>申請人が次のいずれかに該当し、かつ、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 料理の調理又は食品の製造に係る技能で外国において者案され我が国において特殊なものについて十年以上の実務経験（外国の教育機関において当該料理の調理又は食品の製造に係る科目を専攻した期間を含む。）を有する者で、当該技能を要する業務に従事するもの（第九号に掲げる者を除く。） ニ～七 （略） ハ スポーツの指導に係る技能について三年以上の実務経験（外国の教育機関において当該スポーツの指導に係る科目を専攻した期間及び報酬を受けて当該スポーツに従事していた期間を含む。）を有する者で、当該技能を要する業務に従事するもの又はスポーツの選手としてオリンピック大会、世界選手権大会その他の国際的な競技会に出場したことがある者で、当該スポーツの指導に係る技能を要する業務に従事するもの 九 （略）

地域限定通訳案内士試験における裁量の拡大

現状

- ・北海道を訪れる外国人観光客は年々増加しており、平成20年度に開催予定の北海道洞爺湖サミットの開催を契機に、更なる増加が期待されるところ。
(来道観光客数 H14年度:約28万人 H18年度:約60万人)
- ・外客誘致法等の改正により、全国一律の通訳案内士の他に地域限定通訳案内士制度が導入され、都道府県が地域限定通訳案内士試験を実施できることとなつた。
- ・北海道としても、試験実施の方法などを定めた外客来訪促進計画を策定し、H20年度から試験の実施をするべく準備を進めているところ。



課題

- ・試験実施基準は国が細かく定めており、道のオリジナリティが發揮できる部分が制限されている。
【基準の例】
・試験の回数、合否判定の方法、難易度、筆記試験の時間、平均点、試験免除基準、口述試験の時間、方法、合否判定など

目指すすがた

- ・権限移譲
- ・条例制定範囲の拡大

地域限定通訳士試験基準等の緩和

地域限定通訳案内士試験の基準

- ・試験の回数、合否判定の方法、試験の方法、難易度、筆記試験の時間、平均点、試験免除基準、口述試験の時間、方法、合否判定など

国 が 設定

関与の縮小

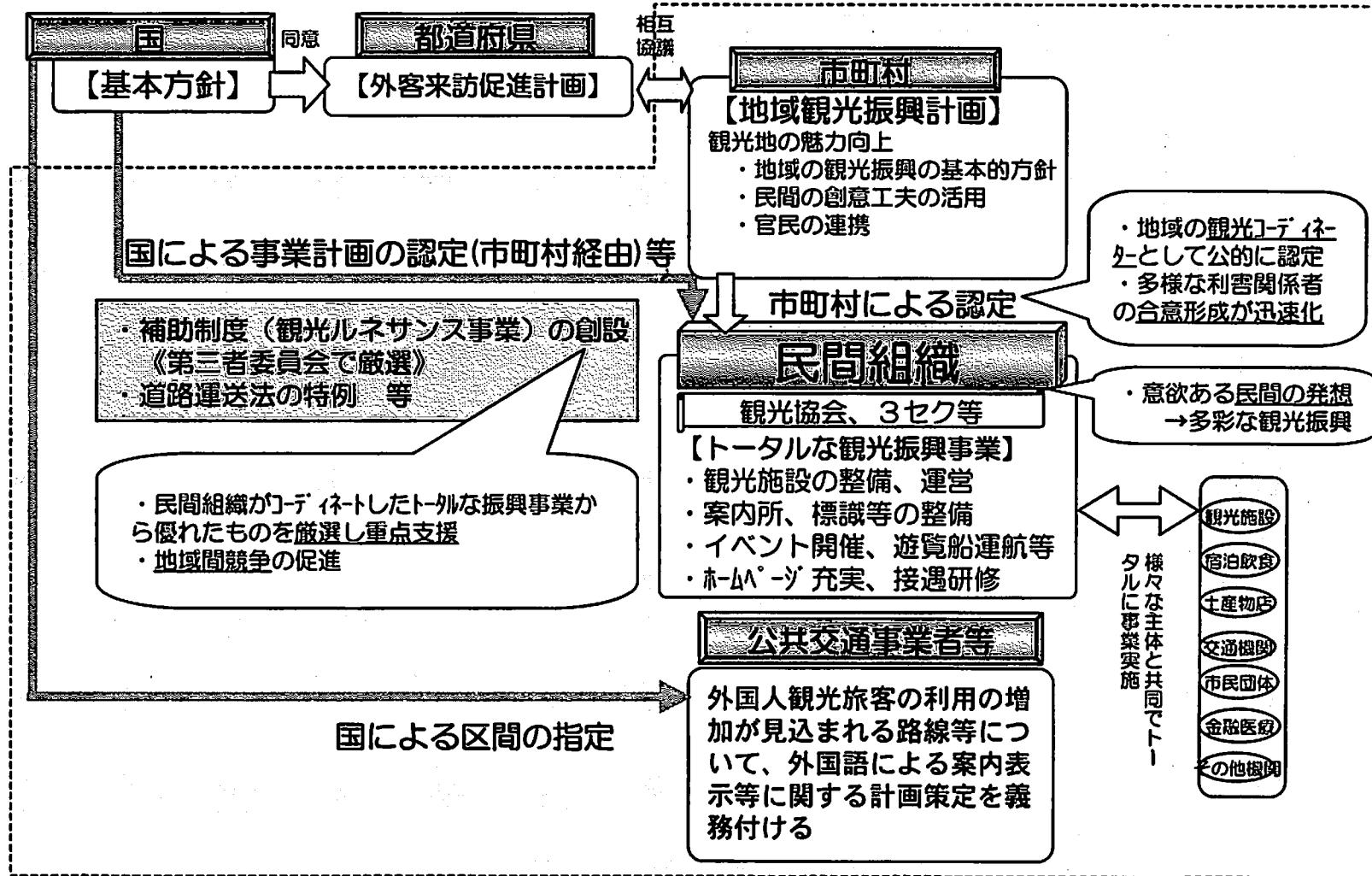
北海道独自の試験方法等を設定

- (例)
・独自の合格基準点、試験時間などの設定

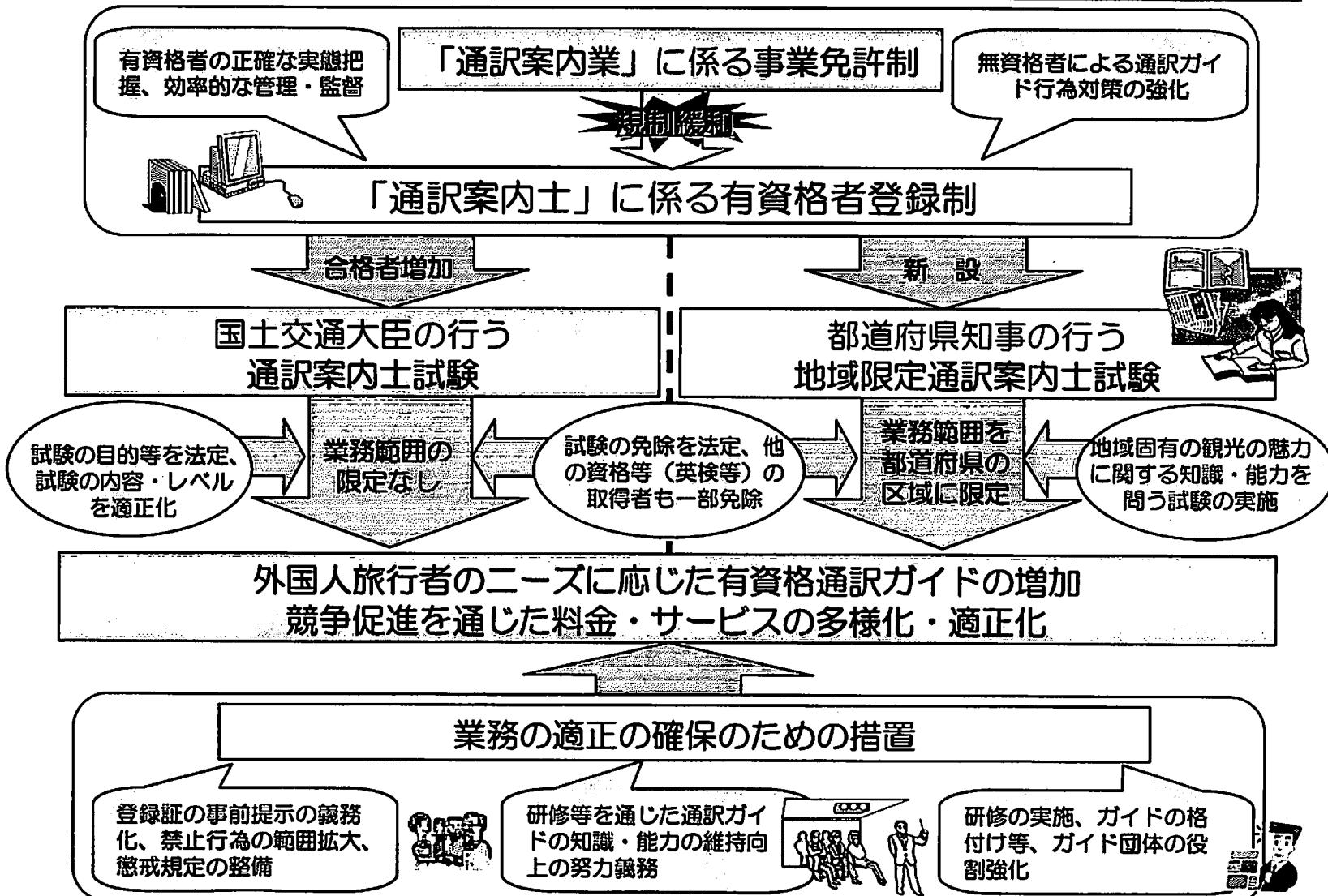
- ・北海道独自の試験方法等の設定により、より一層地域の事情に精通したガイドを養成することが可能。
- ・幅広くユニークな人材の確保が可能となり、北海道観光のホスピタリティの向上が図られる

外客誘致法の改正による国際競争力ある観光地の整備

外国人観光旅客にとって魅力ある観光地の整備を促進することで、外国人の訪日を促進



通訳案内業法・外客誘致法の改正による通訳ガイド制度の改善



通訳ガイド育成のための方策 概要

平成 18 年 10 月
通訳ガイド育成検討委員会

現 状	課 題	今後の取組方針
<p>○ 利用側の現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人観光客数は、アジア・オーストラリアを中心に急激に増加。 ・国・地域によっては、個人旅行やリピーターの割合が高くなっている。 ・通訳ガイドの活用者側の状況は、必ずしも十分に活用されていない。 <p>○ 通訳ガイド側の現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の通訳案内士の人数の絶対数は少なく、来道外国人観客数に比べて、その増加率も小さい。 ・言語別では、英語が全体の3分の2を占め、中国語、韓国語は非常に少ない。 ・地域別では、道央圏に偏っており、道南・道北・道東圏は非常に少ない。 ・北海道が地域限定通訳案内士制度を導入した場合、試験の受験の意向は大きく、通訳ガイドのなり手側の意欲は高い。 ・通訳ガイドとしての実務経験などが不足しており、実務を通したスキルアップが計りにくい状況にある。 	<p>○ 需給面での課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有資格者の数の不足、実務経験等の不足、PR不足などにより、通訳ガイドの活用者側のニーズに対応できる体制が構築されていない。 <p>○ 制度面での課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格制度のみに依存した通訳案内士制度は、現在の日本のインバウンド・ツーリズムを取り巻く状況に対応できていない。 ・地域限定通訳案内士試験は、通訳案内士試験（国家試験）と同等の水準が求められており、柔軟な試験水準・試験内容の設定が難しい。 ・団体客の外国人添乗員などが、添乗行為のほかに通訳ガイド行為を無資格で行っている事例が見られる。 	<p>1. 通訳ガイド育成のための短期的取組事項</p> <p>○ 通訳ガイドの活動機会の創出に向けた対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通訳ガイド制度やサービス内容の周知の強化 ・流通メカニズムの整備 <ul style="list-style-type: none"> ① 海外の観光客などに積極的にPRする紹介システムの構築 ② 通訳ガイド団体の創設を目指す ③ 通訳ガイドと観光関係事業者や観光関係団体とのパートナーシップの強化 ・新たな商品サービスの提供 <p>○ 有償ガイドサービスの水準の向上に向けた対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産学官一体となったトータルパッケージとしての教育プログラムの早期構築・実践 ・教育プログラムの一環として、地域限定通訳案内士試験制度を導入することによる、通訳ガイドの質の向上と数の増加・多様化に向けた対応を促進 <p>2. 通訳ガイド育成のための中・長期的取組事項</p> <p>○ 法制度の改正・整備に向けた提言</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在のインバウンドツーリズム環境に即するよう、再度の法改正を提言 ・地域限定通訳案内士試験実施基準やガイドラインの改正を提言 <p>○ 通訳ガイドの社会的地位の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有償ガイドサービスの市場への浸透の促進 ・観光関係事業者などによる通訳ガイドの雇用環境の創出

○ 通訳ガイド側の現状

- ・現在の通訳案内士の人数の絶対数は少なく、来道外国人観客数に比べて、その増加率も小さい。
- ・言語別では、英語が全体の3分の2を占め、また数多く訪れる台湾、香港、韓国からの観光客に必要な中国語、韓国語はそれぞれ15人、14人と非常に少ない。
- ・地域別では、札幌を中心とした道央圏に偏っており、道南・道北・道東圏は非常に少ない。

表5 <道内通訳案内士数（言語別、支庁別）平成18年度9月現在> (単位：人)

支庁名	英語	フランス語	スペイン語	ドイツ語	中国語	ヒマラヤ語	韓国語	合計
石狩	65	4	3	6	12	7	10	107
渡島	6	0	0	0	0	0	1	7
檜山	0	0	0	0	0	0	0	0
後志	5	0	0	0	2	0	0	7
空知	3	0	0	0	0	0	0	3
上川	5	0	0	0	0	0	1	6
留萌	0	0	0	0	0	0	0	0
宗谷	0	0	0	0	0	1	0	1
網走	1	0	0	0	1	0	0	2
胆振	9	0	0	1	0	0	2	12
日高	0	0	0	0	0	0	0	0
十勝	3	0	0	0	0	0	0	3
釧路	1	0	0	0	0	0	0	1
根室	1	0	0	0	0	0	0	1
合計	99	4	3	7	15	8	14	150

(参考) 全国の通訳案内士数(平成18年4月現在) :

10,241人(うち英語 6,985人、中国語 1,041人、韓国語 466人)

表6 <道内通訳案内士数の推移(各年度末)> (単位：人)

H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
102	106	111	116	121	125	131	134	139	142	150

・北海道が地域限定通訳案内士制度を導入した場合、試験の受験の意向は大きく、通訳ガイドのなり手側の意欲は高い。特に、札幌シティガイド検定合格者、留学生、通訳ボランティアガイド、語学学校就学者で受験の意向が特に大きくなっている。

→ 通訳ガイド資格取得意向者には、バスガイド・ボランティアガイド・宿泊施設のフロントマン・観光学専攻の学生・専門学校生などが想定される。また、短期的には、留学生帰国者などの外国籍市民や外国人留学生など外国语能力を有している人が資格取得に有利に働くことが想定される。

地域限定通訳案内士試験における裁量の拡大 <新旧対照表>

区分	現 行	権限移譲後																																																				
イメージ図	<p>【地域限定通訳案内士】 <外客誘致法></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">国</td> <td>基本方針 (§ 3)</td> </tr> <tr> <td>↓</td> <td>同意 (§ 4③)</td> </tr> <tr> <td>道</td> <td>外客来訪促進計画 (§ 4①)</td> </tr> <tr> <td>↓</td> <td>試験実施事項を規定 (§ 4①VII)</td> </tr> <tr> <td>道</td> <td>地域限定通訳案内士試験の実施 (§ 26②)</td> </tr> <tr> <td></td> <td> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">・方法 (§ 27①)</td> <td>筆記試験</td> </tr> <tr> <td>口述試験</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・内容 (§ 27②・③)</td> <td>筆記 (外国語、道に係る地理・歴史・産業・経済・政治・文化) 口述 (通訳案内実務)</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>↓</td> <td><試験実施基準></td> </tr> <tr> <td></td> <td> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>国の定める基準 (H18.7.5 国土交通省告示第 737 号)</td> </tr> <tr> <td>・試験の回数</td> </tr> <tr> <td>・筆記試験の合格判定の方法、難易度</td> </tr> <tr> <td>・外国語筆記試験 (時間、平均点、合格基準点、試験免除をはじめ、通訳案内士試験と同一の出題とする等)</td> </tr> <tr> <td>・地理等筆記試験 (時間、平均点、合格基準点など)</td> </tr> <tr> <td>・口述試験 (時間、内容、合否判定など)</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	国	基本方針 (§ 3)	↓	同意 (§ 4③)	道	外客来訪促進計画 (§ 4①)	↓	試験実施事項を規定 (§ 4①VII)	道	地域限定通訳案内士試験の実施 (§ 26②)		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">・方法 (§ 27①)</td> <td>筆記試験</td> </tr> <tr> <td>口述試験</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・内容 (§ 27②・③)</td> <td>筆記 (外国語、道に係る地理・歴史・産業・経済・政治・文化) 口述 (通訳案内実務)</td> </tr> </table>	・方法 (§ 27①)	筆記試験	口述試験		・内容 (§ 27②・③)	筆記 (外国語、道に係る地理・歴史・産業・経済・政治・文化) 口述 (通訳案内実務)	↓	<試験実施基準>		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>国の定める基準 (H18.7.5 国土交通省告示第 737 号)</td> </tr> <tr> <td>・試験の回数</td> </tr> <tr> <td>・筆記試験の合格判定の方法、難易度</td> </tr> <tr> <td>・外国語筆記試験 (時間、平均点、合格基準点、試験免除をはじめ、通訳案内士試験と同一の出題とする等)</td> </tr> <tr> <td>・地理等筆記試験 (時間、平均点、合格基準点など)</td> </tr> <tr> <td>・口述試験 (時間、内容、合否判定など)</td> </tr> </table>	国の定める基準 (H18.7.5 国土交通省告示第 737 号)	・試験の回数	・筆記試験の合格判定の方法、難易度	・外国語筆記試験 (時間、平均点、合格基準点、試験免除をはじめ、通訳案内士試験と同一の出題とする等)	・地理等筆記試験 (時間、平均点、合格基準点など)	・口述試験 (時間、内容、合否判定など)	<p>【地域限定通訳案内士】 <外客誘致法></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">国</td> <td>基本方針 (§ 3)</td> </tr> <tr> <td>↓</td> <td>同意 (§ 4③)</td> </tr> <tr> <td>道</td> <td>外客来訪促進計画 (§ 4①)</td> </tr> <tr> <td>↓</td> <td>試験実施事項を規定 (§ 4①VII)</td> </tr> <tr> <td>道</td> <td>地域限定通訳案内士試験の実施 (§ 26②)</td> </tr> <tr> <td></td> <td> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">・方法 (§ 27①)</td> <td>筆記試験</td> </tr> <tr> <td>口述試験</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・内容 (§ 27②・③)</td> <td>筆記 (外国語、道に係る地理・歴史・産業・経済・政治・文化) 口述 (通訳案内実務)</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>↓</td> <td><試験実施基準></td> </tr> <tr> <td></td> <td> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>国の定める基準 (同左)</td> </tr> <tr> <td>基準の緩和</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	国	基本方針 (§ 3)	↓	同意 (§ 4③)	道	外客来訪促進計画 (§ 4①)	↓	試験実施事項を規定 (§ 4①VII)	道	地域限定通訳案内士試験の実施 (§ 26②)		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">・方法 (§ 27①)</td> <td>筆記試験</td> </tr> <tr> <td>口述試験</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・内容 (§ 27②・③)</td> <td>筆記 (外国語、道に係る地理・歴史・産業・経済・政治・文化) 口述 (通訳案内実務)</td> </tr> </table>	・方法 (§ 27①)	筆記試験	口述試験		・内容 (§ 27②・③)	筆記 (外国語、道に係る地理・歴史・産業・経済・政治・文化) 口述 (通訳案内実務)	↓	<試験実施基準>		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>国の定める基準 (同左)</td> </tr> <tr> <td>基準の緩和</td> </tr> </table>	国の定める基準 (同左)	基準の緩和
国	基本方針 (§ 3)																																																					
↓	同意 (§ 4③)																																																					
道	外客来訪促進計画 (§ 4①)																																																					
↓	試験実施事項を規定 (§ 4①VII)																																																					
道	地域限定通訳案内士試験の実施 (§ 26②)																																																					
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">・方法 (§ 27①)</td> <td>筆記試験</td> </tr> <tr> <td>口述試験</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・内容 (§ 27②・③)</td> <td>筆記 (外国語、道に係る地理・歴史・産業・経済・政治・文化) 口述 (通訳案内実務)</td> </tr> </table>	・方法 (§ 27①)	筆記試験	口述試験		・内容 (§ 27②・③)	筆記 (外国語、道に係る地理・歴史・産業・経済・政治・文化) 口述 (通訳案内実務)																																															
・方法 (§ 27①)	筆記試験																																																					
口述試験																																																						
・内容 (§ 27②・③)	筆記 (外国語、道に係る地理・歴史・産業・経済・政治・文化) 口述 (通訳案内実務)																																																					
↓	<試験実施基準>																																																					
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>国の定める基準 (H18.7.5 国土交通省告示第 737 号)</td> </tr> <tr> <td>・試験の回数</td> </tr> <tr> <td>・筆記試験の合格判定の方法、難易度</td> </tr> <tr> <td>・外国語筆記試験 (時間、平均点、合格基準点、試験免除をはじめ、通訳案内士試験と同一の出題とする等)</td> </tr> <tr> <td>・地理等筆記試験 (時間、平均点、合格基準点など)</td> </tr> <tr> <td>・口述試験 (時間、内容、合否判定など)</td> </tr> </table>	国の定める基準 (H18.7.5 国土交通省告示第 737 号)	・試験の回数	・筆記試験の合格判定の方法、難易度	・外国語筆記試験 (時間、平均点、合格基準点、試験免除をはじめ、通訳案内士試験と同一の出題とする等)	・地理等筆記試験 (時間、平均点、合格基準点など)	・口述試験 (時間、内容、合否判定など)																																															
国の定める基準 (H18.7.5 国土交通省告示第 737 号)																																																						
・試験の回数																																																						
・筆記試験の合格判定の方法、難易度																																																						
・外国語筆記試験 (時間、平均点、合格基準点、試験免除をはじめ、通訳案内士試験と同一の出題とする等)																																																						
・地理等筆記試験 (時間、平均点、合格基準点など)																																																						
・口述試験 (時間、内容、合否判定など)																																																						
国	基本方針 (§ 3)																																																					
↓	同意 (§ 4③)																																																					
道	外客来訪促進計画 (§ 4①)																																																					
↓	試験実施事項を規定 (§ 4①VII)																																																					
道	地域限定通訳案内士試験の実施 (§ 26②)																																																					
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">・方法 (§ 27①)</td> <td>筆記試験</td> </tr> <tr> <td>口述試験</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・内容 (§ 27②・③)</td> <td>筆記 (外国語、道に係る地理・歴史・産業・経済・政治・文化) 口述 (通訳案内実務)</td> </tr> </table>	・方法 (§ 27①)	筆記試験	口述試験		・内容 (§ 27②・③)	筆記 (外国語、道に係る地理・歴史・産業・経済・政治・文化) 口述 (通訳案内実務)																																															
・方法 (§ 27①)	筆記試験																																																					
口述試験																																																						
・内容 (§ 27②・③)	筆記 (外国語、道に係る地理・歴史・産業・経済・政治・文化) 口述 (通訳案内実務)																																																					
↓	<試験実施基準>																																																					
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>国の定める基準 (同左)</td> </tr> <tr> <td>基準の緩和</td> </tr> </table>	国の定める基準 (同左)	基準の緩和																																																			
国の定める基準 (同左)																																																						
基準の緩和																																																						
法令制度	<p>○地域限定通訳案内士試験の実施基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試験の方法及び内容について外客誘致法で規定 (法 § 27) されているほか、試験の実施基準についても国の告示により定められている (法 § 26②、H18 国交省告示第 737 号)。 	<p>【特区提案】</p> <p>○地域限定通訳案内士試験の実施基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試験の実施基準について、より一層地域の実情に精通した通訳案内士の育成及び外国人観光客の満足度の向上に資するため、国の告示を改正する。 																																																				

○ 外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成九年六月十八日法律第九十一号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「外客來訪促進地域」とは、我が國固有の文化、歴史等に関する外国人観光旅客の理解の増進に資する観光資源を有する観光地及び宿泊拠点地区が存在し、かつ、それらを結ぶ観光経路の設定により外国人観光旅客の来訪を促進する地域をいう。

2~6 (略)

（基本方針）

第三条 國土交通大臣は、外国人観光旅客の来訪地域の整備等を促進するための措置を講ずることによる国際観光の振興に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2~4 (略)

（外客來訪促進計画）

第四条 都道府県は、単独で又は共同して、次に掲げる事項について、当該都道府県内の外客來訪促進地域への外国人観光旅客の来訪の促進に関する計画（以下「外客來訪促進計画」という。）を定めることができる。

1~6 (略)

七 外客來訪促進地域において地域限定通訳案内士の育成及び確保を図る場合にあっては、地域限定通訳案内士試験の実施に関する事項その他必要な事項

八 (略)

2 都道府県は、外客來訪促進計画を定めようとするときは、國土交通大臣の同意を得なければならぬ。

3 國土交通大臣は、外客來訪促進計画が次の各号に該当するものであると認めるとときは、同意をするものとする。

1~4 (略)

五 地域限定通訳案内士試験の実施に関する事項が定められた場合にあっては、次に掲げる要件に該当するものであること。

イ 当該地域限定通訳案内士試験が行われる都道府県内の計画地域が、地域固有の観光の魅力についての通訳案内（通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）第二条に規定する通訳案内をいう。以下同じ。）に対する外国人観光旅客の需要に応するに足りる適當な通訳案内士が不足しているため、地域限定通訳案内士の育成及び確保を図る必要があると認められる地域であること。

□ 当該地域限定通訳案内士試験が、円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

六 (略)

4 都道府県は、第二項の規定により國土交通大臣の同意を得ようとするときは、あらかじめ、関係市町村に協議しなければならない。

5 都道府県は、外客來訪促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 都道府県は、外客來訪促進計画を変更しようとするときは、國土交通大臣の同意を得なければならぬ。この場合においては、前三項の規定を準用する。

（地域限定通訳案内士の業務等）

第二十三条 地域限定通訳案内士は、その資格を得た都道府県の区域において、報酬を得て、通訳案内を行うことを業とする。

2 地域限定通訳案内士については、通訳案内士法の規定を適用せず、この法律の定めるところによる。

（地域限定通訳案内士となる資格）

第二十四条 地域限定通訳案内士試験に合格した者は、当該地域限定通訳案内士試験が行われた都道府県の区域において、地域限定通訳案内士となる資格を有する。

（地域限定通訳案内士試験）

第二十六条 地域限定通訳案内士試験は、地域限定通訳案内士として必要な知識及び能力を有するかどうかを判定することを目的とする試験とする。

2 地域限定通訳案内士試験は、都道府県知事が、当該都道府県における地域限定通訳案内士試験の実施に関する事項を含む外客來訪促進計画について第四条第三項の規定により國土交通大臣が同意した場合に限り、次条から第三十三条まで及び第三十六条第一項の規定並びに國土交通大臣の定める基準に基づき、これを行つ。

（試験の方法及び内容）

第二十七条 地域限定通訳案内士試験は、筆記及び口述の方法により行う。

2 筆記試験は、次に掲げる科目について行う。

一 外国語

二 当該都道府県の区域に係る地理

三 当該都道府県の区域に係る歴史

四 当該都道府県の区域に係る産業、経済、政治及び文化

3 口述試験は、筆記試験に合格した者につき、当該都道府県の区域における通訳案内の実務について行う。

○ 国土交通省告示第七百三十七号（平成十八年七月五日）（抄）

外国人観光客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成九年法律第九十一号）第二十六条第二項の規定に基づき、同項の基準を次のとおり定める。

地域限定通訳案内士試験実施基準

1 試験の回数

地域限定通訳案内士試験（以下「試験」という。）は、原則として、毎年少なくとも一回行う。

2 筆記試験の合格判定の方法

筆記試験の合否判定は、外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成九年法律第九十一号。以下「外客来訪促進法」という。）第二十七条第二項各号に掲げるすべての科目について合格基準点に達しているか否かを判定することにより行う。

3 筆記試験の難易度

筆記試験は、難易度の極端に高いものであってはならない。

4 外国語筆記試験

一 外国語の筆記試験（以下「外国語筆記試験」という。）は、地域限定通訳案内士の業務を適切に行うために必要な読解力、説明力、語彙力等の総合的な外国語の能力を問うものとする。

二 出題する外国語は、通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）第五条に規定する通訳案内士試験（以下単に「通訳案内士試験」という。）において実施されているもの（英語、フランス語、スペイン語、ドイツ語、中国語、イタリア語、ポルトガル語、ロシア語、韓国語又はタイ語）のうち、外客来訪促進法第四条第二項の規定に基づき国土交通大臣が同意をした外客来訪促進計画において定められているものとする。

三 外国語筆記試験の方法は、記述式とする。

四 試験時間は、百二十分とする。

五 外国語筆記試験は、満点を百点とし、平均点が六十点程度となるような出題に努める。

六 外国語筆記試験の合格基準点は、原則として、七十点とする。

七 外国語筆記試験は、当分の間、通訳案内士試験と同一の出題とし、合否判定についても、通訳案内士試験と同一の試験委員が行つものとする。

八 財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定の一級に合格した受験者については、外国語筆記試験（英語）を免除することができる。

5 地理等筆記試験

一 当該都道府県の区域に係る地理、歴史並びに産業、経済、政治及び文化の筆記試験（以下「地理等筆記試験」という。）は、当該都道府県の観光の魅力に関する事項のうち外国人観光旅客の関心の強いものについての知識を問うものとする。

二 地理等筆記試験の方法は、多肢選択式とする。

三 試験時間は、各科目について、四十分とする。

四 地理等筆記試験は、各科目について、満点を百点とし、平均点が六十点程度となるような出題に努める。

五 地理等筆記試験の合格基準点は、各科目について、原則として、六十点とする。

6 口述試験

一 口述試験は、総合的な外国語の能力並びに当該都道府県の区域に係る地理、歴史並びに産業、経済、政治及び文化の知識を活用したコミュニケーションを図るために実践的な能力のほか、地域限定通訳案内士として必要な適性について判定するものとする。

二 口述試験を受けることができる外国語は、受験者が筆記試験において選択したものと同一のものとする。

三 口述試験は、当該都道府県の観光の魅力に関する事項のうち外国人観光旅客の関心の強いものを題材として、受験者に通訳案内の業務を擬似的に行わせることにより実施するものとする。

四 試験時間は、八分程度とする。

五 合否判定は、次に掲げるすべての項目について合格基準点に達しているか否かを判定することにより行う。

(一) 聞き取り能力

(二) 表現力

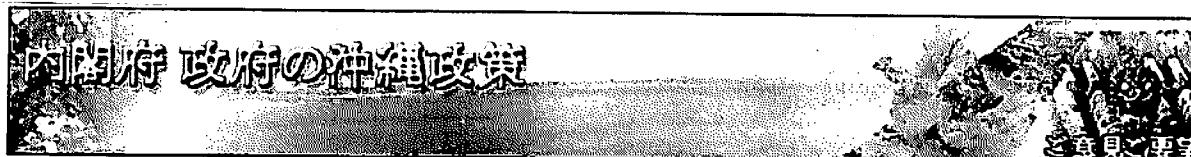
(三) 発音及び文法の正確性

(四) 質問に対する回答能力

(五) (一)から(四)までに掲げるもののほか、旅行者に対する配慮の適切性、通訳案内業務に対する十分な意欲等地域限定通訳案内士として必要な適性

7 その他

前各項に定めるもののほか、試験の出題方法等については、別に定めるところによる。

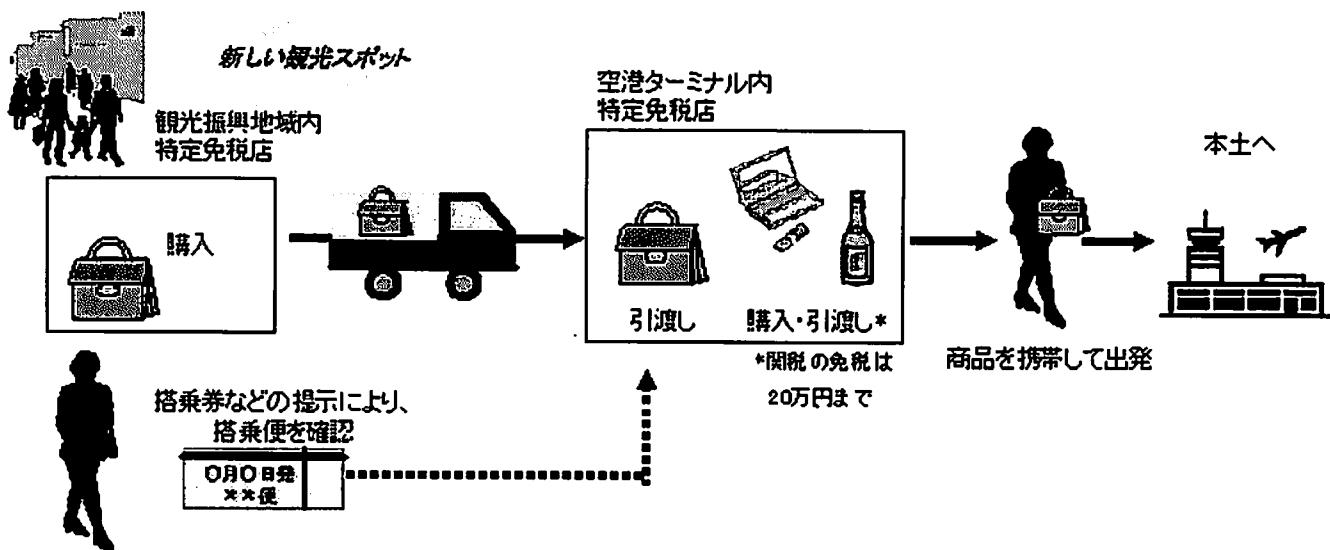


トップ > 重要施策 > 観光リゾート地域 >

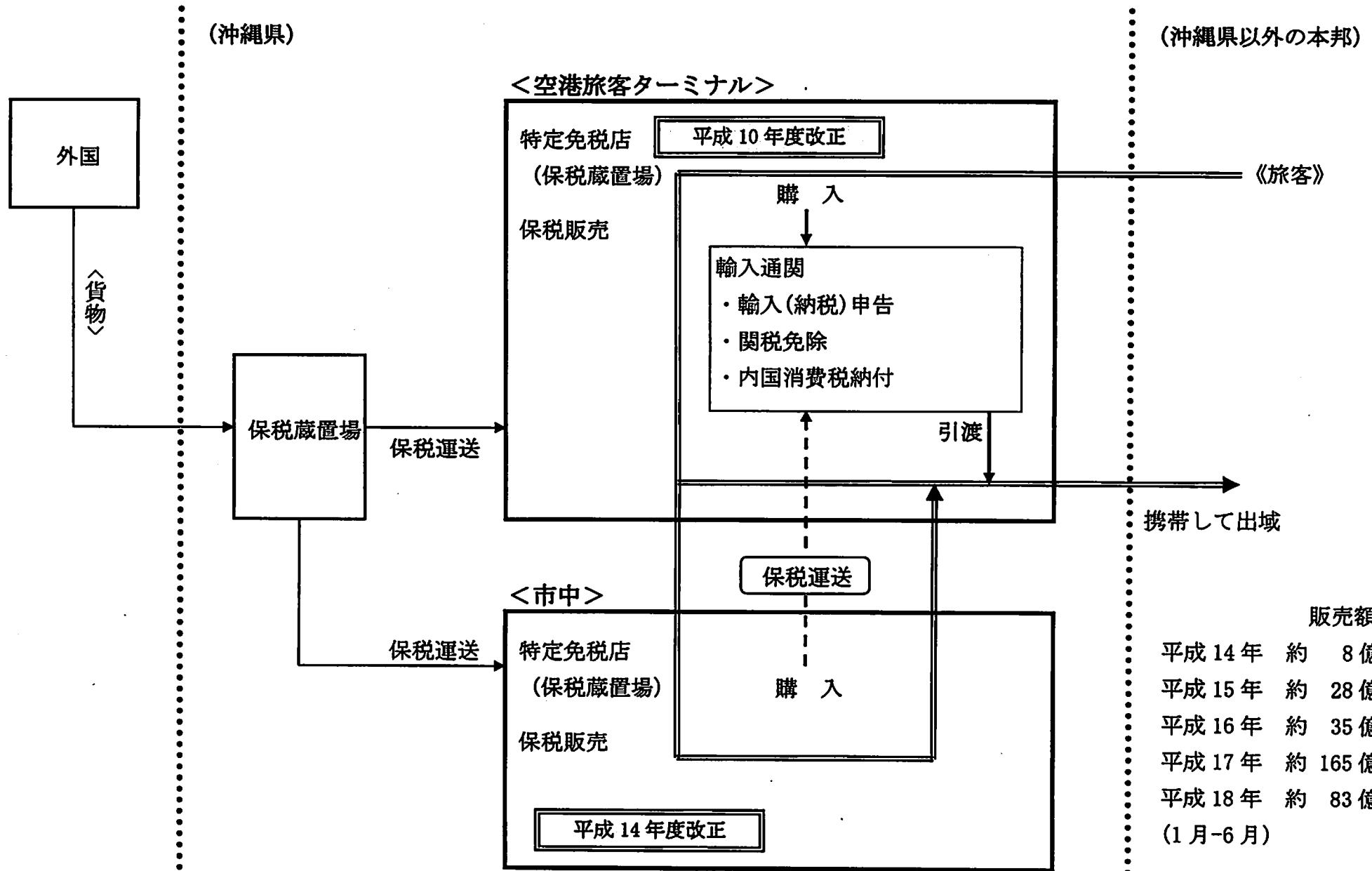
○特定免税店制度

沖縄から沖縄以外の本邦の地域へ出域する旅客を対象に、空港内の旅客ターミナル施設において内閣総理大臣が指定する一定の場所又は観光振興地域内の特定販売施設において内閣総理大臣が指定する一定の場所で関税を免除した価格で輸入品が購入できる制度です。国内旅行者を対象として、ウイスキー、香水、革製ハンドバッグなどのすべての取扱商品の関税が免除されます(購入限度額は20万円)

現在は、那覇空港国内線旅客ターミナルビル本館2階の一部及び那覇市おもろまちの「DFSギャラリア沖縄」ビル内が指定され、特定免税店が営業されています。(位置図1: 空港内店舗[PDF]、位置図2: 空港外店舗[PDF:486KB])



沖縄型特定免税店制度の仕組み

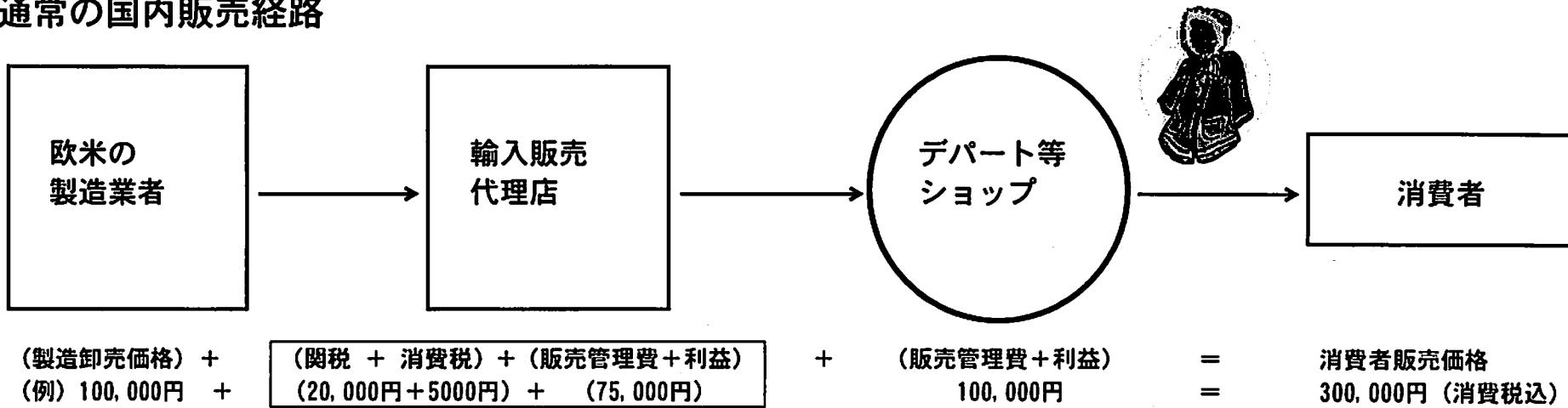


〔今回答申〕:平成24年3月31日まで適用期限を延長する。

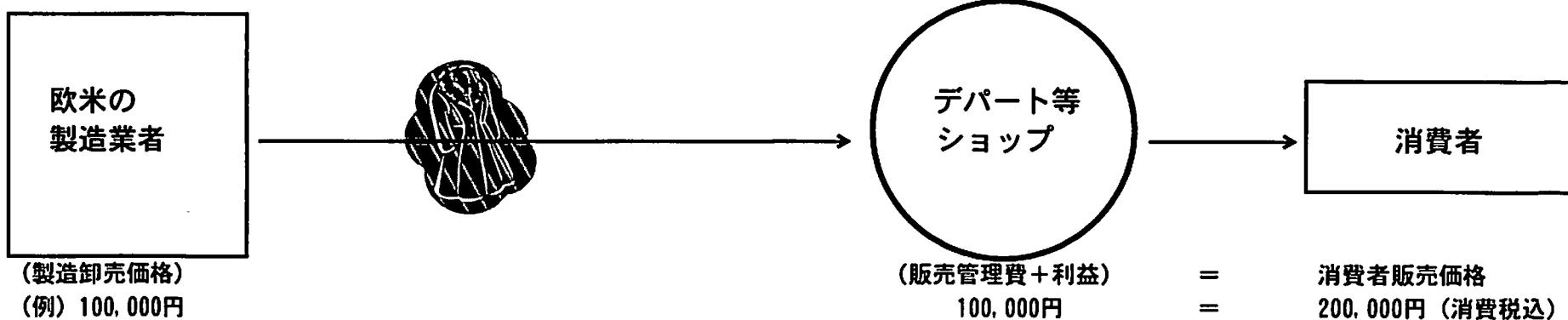
商品流通の仕組み

(毛皮製品 (関税率 20 %) の場合の試算)

○通常の国内販売経路



○免税店による保税販売



平成19年度関税改正における政策評価の活用について

政策評価資料（関税改正要望書）の概要

- 関税改正に当たっては、国内外の経済情勢の変化等に対応するため、毎年度、関係省庁から関税改正要望書の提出を受けてヒアリングを実施しつつ、関税率及び関税制度について見直しを行っている。
- 関税改正要望書においては、政策評価制度の趣旨を踏まえ、従来より、政策目的、施策の必要性、要望の措置の適正性等についての記載を求めてきたところである。
- 関税改正要望書は、新規施策と既存措置の延長に分けて記載項目を設けており、その概要は以下のとおりとなっている。

《新規施策》	・改正措置要望の理由、必要性、具体的な効果（政策目的、要望の適正性等） ・改正措置要望の対象となる物品・産業の状況、関税以外の施策 等
《既存措置の延長》	・当該措置の政策効果 ・延長の必要性、今後の延長可能性 等

政策評価の活用状況

- 関税改正の検討の際には、関税改正要望書において措置の必要性等の記載内容が客観的事実に基づき論理的に積み上げられているかという点等を確認しつつ、措置によって実現される具体的な効果を重視するとともに、ヒアリング過程において追加資料の提出及び説明を求め、改正作業に活用した。

（関税改正要望の例）沖縄型特定免税店制度の適用期限の延長【内閣府、経済産業省】

① 当該措置の政策効果

- ・ 現行の沖縄型特定免税店制度の創設以降、沖縄県を訪れる観光客数は順調に伸びており、平成17年は過去最高の550万人を記録したところ。特に、平成16年12月の空港外店舗の開店以降、平成17年の観光客1人当たりの県内消費額（72,421円）は対前年比2.7%増となっており、うち、土産費（18,653円）が対前年比17.2%増となってい

ることから、特定免税店を中心とするリゾートショッピングの進展による効果が大きいものと考えられる。

② 延長の必要性

- ・ 本制度は、沖縄県の歴史等、その特殊事情を踏まえ、沖縄県の観光振興を図ることを目的に創設されたものであるが、米国における同時多発テロ、地震・津波等の自然災害により低迷していた海外旅行者数も回復基調にあることから、今後、ハワイや東南アジア等の海外のリゾート地との競合がさらに激しくなることが予想される。
- ・ 本制度の延長により、沖縄県を訪れる観光客の35.4%が楽しんでいるショッピング観光の魅力を向上させ、海外リゾート地との競争力を高めることを通じて、沖縄県の自立型経済の構築に向けて観光収入の増大や観光客の増加を図る必要がある。

③ 延長を行わなかった場合の影響

- ・ 本制度の延長を行わない場合、特定免税店が沖縄県から撤退することが予想されることから、沖縄県の観光地としての魅力が低下し、観光客数の減少や県内消費額の低下につながり、沖縄県の基幹産業である観光産業が停滞するおそれがある。

④ 当該制度の今後の延長可能性

- ・ 世界情勢の安定化等と相まって、今後、ハワイや東南アジア等の海外リゾート地との競合がさらに激しくなることが予想されることから、引き続き本制度は必要であると考えている。

- このような要望及びその後のヒアリング過程における精査・検討の結果、本制度の延長の必要性が十分に認められること等から、沖縄型特定免税店制度について、適用期限を5年間延長することとした。

今後の課題

- 各省庁から提出される関税改正要望書の記載内容については、施策の目的・必要性等についての記述は充実したものとなってきている。
- 今後とも、施策の効果を客観的基準に基づいて検証するための指標等の提示を求めつつ、その積極的な活用を進め、毎年度の関税改正作業をより精緻なものにしていくことをしたい。

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	700570
特例要望事項	沖縄型特定免税店の出店の容認
意見提出者名	三沢市
意見の要点	<p>三沢市は、米軍・航空自衛隊・民間航空が共同で使用する日本唯一の基地がある街であり、当該基地は行政面積の約5分の1を占めており、基地関連施策が行政運営上の大変な課題となっている。</p> <p>制度の現状の部分に「(沖縄の特殊事情を勘案して特別に認められたもの)」との記載があるが、こうした三沢市の地域事情は沖縄県と同様と考えておらず、この見解についての認識を伺いたい。</p>
意見に対する回答	「構造改革特区推進のための基本方針」においては、「従来型の財政措置を講じない」ことが明記されている。
担当省庁名	財務省

3.2 行ってみたい旅行先

1) 総合ランキング

行ってみたいと回答した旅行タイプについて、それぞれの「行ってみたい旅行先」を国内・海外問わずに自由に回答してもらいました。

この質問には都道府県や市区町村、温泉、観光施設、観光名所などさまざまな回答が寄せられます。これらの回答を、国内は都道府県別（又は地方別）、海外は国別に整理して集計し、「行ってみたい旅行先ランキング」を出しました。

まずは、32の旅行タイプに寄せられた「行ってみたい旅行先」を合わせて集計した総合ランキングをみてみましょう。

1位は「北海道」です。北海道は1998年（初回調査）より一貫して1位を保っています。その比率も1割強を占め、ほかの地域を大きく引き離しています。

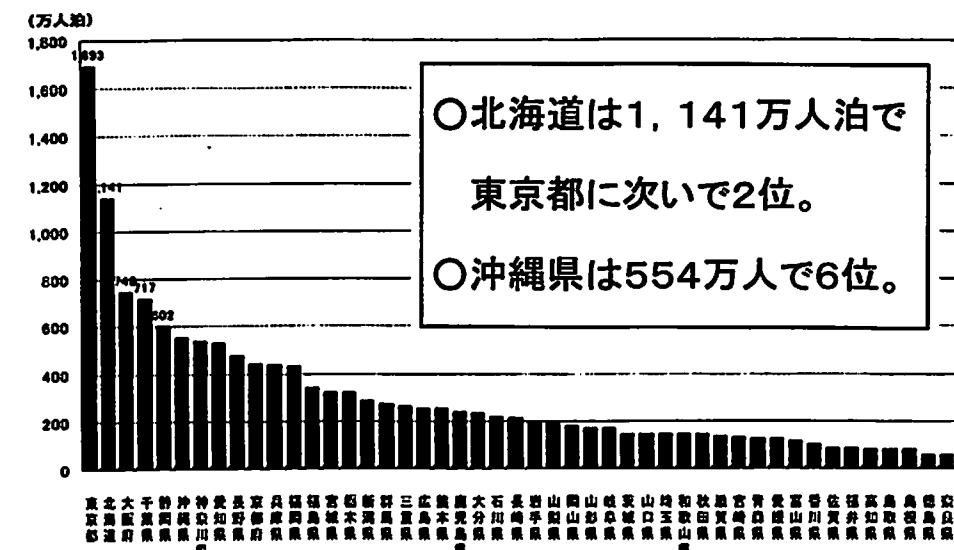
【国・都道府県・地域別トップ30】

順位	地名	構成比(%)	順位	地名	構成比(%)	順位	地名	構成比(%)
1位	北海道	13.16	1位	北海道	11.25	1位	北海道	10.40
2位	米国（ハワイ）	5.51	2位	沖縄県	6.69	2位	千葉県	5.61
3位	沖縄県	5.20	3位	米国（ハワイ）	6.08	3位	京都府	5.30
4位	京都府	5.07	4位	京都府	4.74	4位	米国（ハワイ）	5.27
5位	長野県	3.96	5位	長野県	4.67	5位	長野県	4.85
6位	東京都	3.85	6位	千葉県	4.08	6位	東京都	4.30
7位	千葉県	3.51	7位	東京都	2.95	7位	沖縄県	4.02
8位	静岡県	3.19	8位	米国（本土）	2.92	8位	静岡県	3.08
9位	米国（本土）	2.88	9位	静岡県	2.64	9位	大阪府	2.71
10位	イタリア	2.51	10位	イタリア	2.13	10位	神奈川県	2.88
11位	日本国内	1.91	11位	神奈川県	2.08	11位	米国（本土）	2.57
12位	大分県	1.62	12位	大阪府	1.86	12位	福岡県	2.13
13位	中国	1.56	13位	大分県	1.79	13位	大分県	2.12
14位	鹿児島県	1.54	14位	カナダ	1.56	14位	カナダ	1.90
15位	大阪府	1.53	15位	群馬県	1.45	15位	イタリア	1.76
16位	フランス	1.48	16位	フランス	1.36	16位	オーストラリア	1.72
17位	神奈川県	1.48	17位	鹿児島県	1.34	17位	石川県	1.58
18位	ヨーロッパ	1.43	18位	中国	1.28	18位	兵庫県	1.50
19位	九州地方	1.31	19位	東北地方	1.26	19位	青森県	1.21
20位	兵庫県	1.30	20位	ヨーロッパ	1.19	20位	ヨーロッパ	1.20
21位	韓国	1.28	21位	スイス	1.18	21位	東北地方	1.12
22位	カナダ	1.26	22位	青森県	1.17	22位	岐阜県	1.10
23位	オーストラリア	1.24	23位	九州地方	1.16	23位	中国	1.03
24位	東北地方	1.21	24位	韓国	1.13	24位	スイス	1.00
25位	石川県	1.08		米国（グアム）	1.10	25位	フランス	0.92
26位	青森県	1.01	25位	オーストラリア	1.10	26位	九州地方	0.91
27位	エジプト	1.00		石川県	1.10	27位	岐阜県	0.87
28位	岐阜県	1.00	28位	兵庫県	1.08	28位	米国（グアム）	0.85
29位	長崎県	0.93	29位	長崎県	1.02	29位	長崎県	0.80
30位	米国（グアム）	0.84		熊本県	1.02	30位	鹿児島県	0.70
小計	(1~30位)	74.85	小計	(1~30位)	74.58	小計	(1~30位)	75.22
合計		100.00	合計		100.00	合計		100.00

※2002年および2004年の数値についても、2006年の集計基準を用いて再集計しています。このため、過去の公表値と異なる場合があります。

宿泊旅行統計調査報告（国土交通省）

都道府県別延べ宿泊者数(平成19年1月～6月)



3.1 行ってみたい旅行タイプ

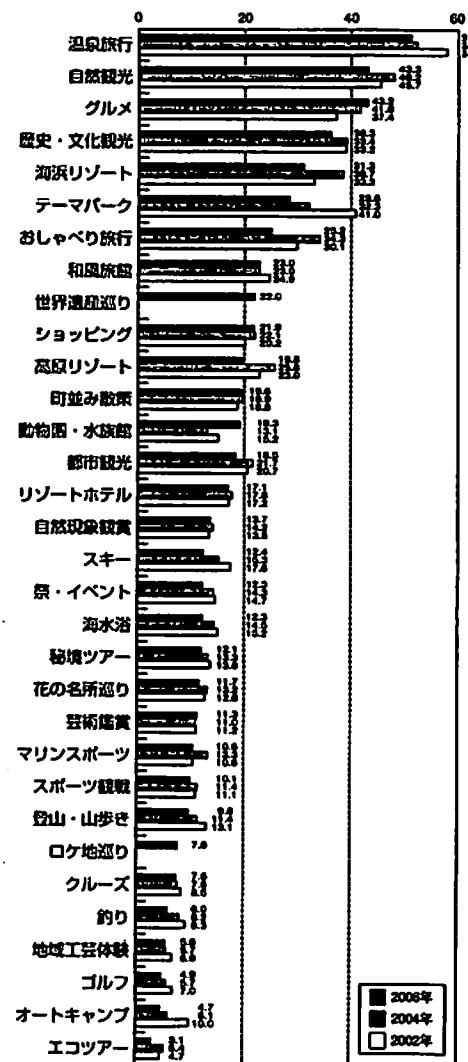
1) 行ってみたい旅行タイプ

第1章および第2章では宿泊観光旅行の「実態」を取り上げてきましたが、第3章では旅行の「希望」、つまり生活者がどんな旅行に行きたいと思っているのかをみていきます。旅行の希望に関するデータは、生活者の旅行に対する潜在的な欲求をつかむ手掛かりとなります。

行ってみたい旅行タイプ（複数回答）

番号	旅行タイプ名	内容
1	自然観光	自然や気勝地を見てまわる観光旅行
2	歴史・文化観光	歴史や文化的な名所を見てまわる観光旅行
3	海浜リゾート	海辺でゆったり過ごす旅行
4	高原リゾート	高原でゆったり過ごす旅行
5	都市観光	街や都市で楽しむ旅行
6	温泉旅行	温泉を楽しむ旅行
7	祭・イベント	祭やイベントを楽しむ旅行
8	テーマパーク	テーマパークや遊園地で楽しむ旅行
9	動物園・水族館	動物園や水族館で楽しむ旅行
10	グルメ	おいしいものを食べる旅行
11	スキー	スキーを楽しむ旅行
12	ゴルフ	ゴルフを楽しむ旅行
13	マリンスポーツ	マリンスポーツを楽しむ旅行
14	登山・山歩き	登山や山歩きを楽しむ旅行
15	釣り	釣り（海、川、池）を楽しむ旅行
16	海水浴	海水浴を楽しむ旅行
17	ショッピング	ショッピングを楽しむ旅行
18	地域工芸体験	地域の伝統工芸を訪ね、体験する旅行
19	芸術鑑賞	演劇、音楽、展覧会等を楽しむ旅行
20	スポーツ観戦	スポーツ観戦を楽しむ旅行
21	花の名所巡り	桜やハーブなどの花の名所を訪ねる旅行
22	自然現象観賞	珍しい自然現象を見に行く旅行
23	エコツアーア	自然を楽しみ、自然や環境を学ぶ旅行
24	秘境ツアーア	秘境を訪ねる旅行
25	オートキャンプ	オートキャンプ
26	町並み散策	美しい町並みを楽しむ旅行
27	リゾートホテル	リゾートホテルに泊まる旅行
28	和風旅館	落ち着いた和風旅館に泊まる旅行
29	クルーズ	客船による観光旅行
30	おしゃれ旅行	仲間や家族と楽しく過ごす旅行（めるもの、迷ぶものにはこだわらない）
31	世界遺産巡り	世界遺産を巡る旅行
32	ロケ地巡り	映画等のロケ地を巡る旅行

ただ、一口に「行ってみたい旅行」といっても、すぐにでも実現できそうな手軽な旅行から、一生に一度は行ってみたいという実施頻度の低い旅行まで、その内容はさまざまです。本章のデータをご覧になる際には、この点を留意してください。

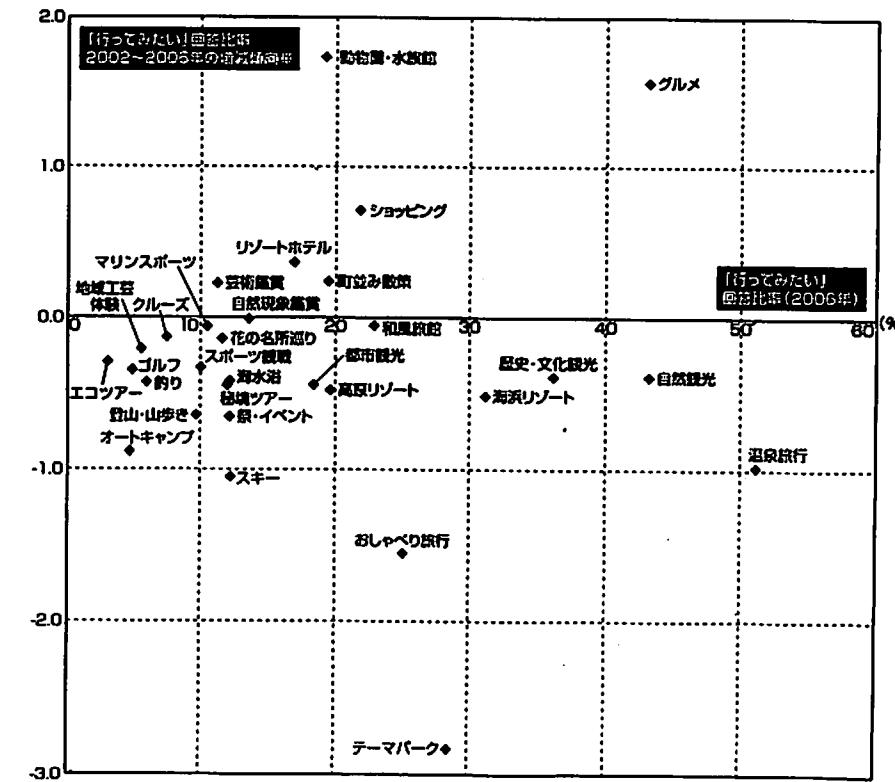


調査票にあらかじめ示した32の旅行タイプ（左ページ表参照）の中から、国内旅行・海外旅行問わず行ってみたいものを全てあげてもらいました。この結果をもとに、それぞれの旅行タイプにどのくらいの人が行ってみたいと思っているのかをみていきます。なお、2005年調査以降、従来の30の旅行タイプに加えて新たに「世界遺産巡り」と「ロケ地巡り」を追加しました。

行ってみたい旅行ナンバーワンは「温泉旅行」です。回答者全体の5割が行ってみたいと回答しています。「温泉旅行」は調査開始以来9年連続で行ってみたい旅行タイプの第1位と圧倒的な人気を誇りますが、その割合は近年やや減少傾向にあります。「温泉旅行」に次いで希望の多い旅行タイプは「自然観光」「グルメ」「歴史・文化観光」などとなっています。

次に、ここ5年間における各旅行タイプの希望の増減をみてみましょう。下のグラフは、横軸に2006年の「行ってみたい」回答比率、縦軸にここ5年間の同比率の増減傾向を取って、30の旅行タイプをプロットしたものです。プロットは右にあるほどその旅行を希望する人が多く、また原点を境に上部にあるものは近年人気が上昇傾向にある旅行タイプということになります。

このグラフをみると、人気上昇中の旅行タイプは「動物園・水族館」や「グルメ」「ショッピング」などとなっています。中でも「グルメ」旅行は希望比率も高く、注目の旅行タイプといえるでしょう。なお、「テーマパーク」は東京ディズニーシー・ユニバーサル・スタジオ・ジャパンが開業した2001年に大きく上昇したため、ここ数年間はその反動で減少傾向を示しています。



注) 縦軸の「増減傾向」の既値は、2002年から2006年までの5年間の回答比率を用いた線形回帰直線の傾きの値です。

訪日外国人来道者数(実人数)の推移

内 食													
統 較	中 国	韓 国	台 湾	香 港	シガルギー	その他の 小計	ヨーロッパ	北米	中南米	アフリカ	オセアニア	その他の 不明	
平成9年度	2,260	16,500	52,800	11,500	1,400	2,600	87,200	7,300	7,500	8,700	1,000	700	
平成10年度	120,800	1.8%	13.6%	43.7%	9.5%	1.2%	2.3%	72.1%	6.0%	6.2%	7.2%	0.8%	0.6%
平成11年度	170,300	1,900	10,900	93,700	15,200	1,450	3,650	126,700	5,700	8,100	6,100	750	900
平成12年度	203,800	2,100	17,800	120,900	20,800	1,200	2,750	165,550	6,400	7,200	7,350	1,000	500
平成13年度	206,600	1,0%	8.7%	59.3%	10.2%	0.6%	1.3%	81.2%	3.1%	3.5%	3.6%	0.5%	0.2%
平成14年度	236,100	2,400	19,900	109,700	29,400	1,400	4,800	167,600	6,100	9,350	8,350	1,050	650
平成15年度	279,350	1.2%	8.6%	53.1%	14.2%	0.7%	2.3%	81.1%	3.0%	4.5%	4.0%	0.5%	0.3%
平成16年度	283,780	5,800	27,850	116,450	45,900	1,550	3,900	202,550	6,100	6,800	6,950	950	450
平成17年度	427,050	2,0%	20.8%	40.8%	19.3%	1.4%	1.4%	85.6%	2.6%	2.9%	2.9%	0.4%	0.2%
平成18年度	580,650	12,050	63,850	208,600	82,750	6,000	5,250	378,500	6,700	6,200	9,100	1,100	400
		2.8%	15.0%	48.8%	19.4%	1.4%	1.2%	88.6%	1.6%	1.5%	2.1%	0.3%	0.1%
		15,650	70,050	276,800	86,500	11,800	5,650	486,450	5,800	6,850	8,750	950	450
		3.0%	13.6%	53.9%	16.8%	2.3%	1.1%	90.8%	1.1%	1.3%	1.7%	0.2%	0.1%
		17,350	133,850	267,900	86,050	18,850	10,350	534,450	5,850	9,550	9,700	1,350	400
		2.9%	22.7%	45.4%	14.6%	3.2%	1.8%	80.5%	1.0%	1.6%	1.6%	0.2%	0.1%

iii) 訪日動機（観光客）……アジアからの旅行者は「温泉」「ショッピング」「自然景観」に高い関心

・観光客に限定して、その訪日動機を見てみると、「伝統文化・歴史的施設」(36.6%)がトップで、その他、「温泉／リラックス」(33.8%)「ショッピング」(32.1%)、「自然景観」(28.6%)「日本の食事」(24.9%)が上位を占めた。アジアからの旅行者は「温泉／リラックス」「ショッピング」「自然景観」に対する関心が高く、米国からの旅行者は「伝統文化・歴史的施設」「日本人とその生活」に対する関心が高かった（図表2-2-4）。

図表2-2-4 居住地別に見た訪日旅行動機（観光客）

中国	
1 伝統文化／歴史的施設	36.6%
2 温泉／リラックス	33.8%
3 ショッピング	32.1%
4 自然景観	28.6%
5 日本の食事	24.9%

韓国	
1 温泉／リラックス	44.5%
2 ショッピング	30.0%
3 伝統文化／歴史的施設	28.6%
4 都市の魅力、現代性	25.5%
5 日本人とその生活	23.3%

台湾	
1 温泉／リラックス	46.3%
2 自然景観	37.0%
3 ショッピング	36.4%
4 伝統文化／歴史的施設	30.1%
5 日本の食事	28.6%

中国	
1 自然景観	35.6%
2 温泉／リラックス	33.1%
3 都市の魅力、現代性	30.6%
4 ショッピング	29.0%
5 伝統文化／歴史的施設	27.1%

米国	
1 伝統文化／歴史的施設	64.7%
2 日本人とその生活	43.6%
3 自然景観	24.4%
4 日本の食事	23.5%
5 ショッピング	19.2%

○ 関税法（昭和二十九年四月二日法律第六十一号）（抄）

（課税物件）

第三条 輸入貨物（信書を除く。）には、この法律及び関税定率法その他関税に関する法律により、関税を課する。ただし、条約中に関税について特別の規定があるときは、当該規定による。

○ 関税定率法（明治四十三年四月十五日法律第五十四号）（抄）

（課税標準及び税率）

第三条 関税は、輸入貨物の価格又は数量を課税標準として課するものとし、その税率は、別表による。

○ 関税暫定措置法（昭和三十五年三月三十一日法律第三十六号）（抄）

（沖縄県から出域をする旅客の携帯品に係る関税の免除）

第十四条 沖縄県の区域から当該区域以外の本邦の地域へ出域をする旅客が、個人的用途に供するため、政令で定める金額の範囲内で、政令で定めるところにより税関長の承認を受けた小売業者から沖縄振興特別措置法第二十六条（輸入品を携帯して出域する場合の関税の免除）に規定する旅客ターミナル施設において購入した物品又は当該小売業者から同条に規定する特定販売施設において購入し当該旅客ターミナル施設において引渡しを受ける物品であつて、当該旅客ターミナル施設において輸入するもの（当該出域の際に携帯して移出するものに限る。）については、平成二十四年三月三十一日までの間、その関税を免除する。

- 2 前項の規定により関税の免除を受けた物品について、個人的用途以外の用途に供された場合又は同項に規定する出域の際に携帯して移出されなかつた場合には、同項の規定により免除を受けた関税を、直ちに徴収する。
- 3 税関長は、第一項の承認を受けた小売業者が関税法その他関税に関する法令の規定に違反した場合には、その承認を取り消すことができる。
- 4 第一項の規定による関税の免除の手続その他前三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

○ 関税暫定措置法施行令（昭和三十五年三月三十一日政令第六十九号）（抄）

（特定旅客の携帯品に係る関税の免除が適用される金額の上限）

第四十二条 法第十四条第一項に規定する政令で定める金額は、二十万円とする。

○ 沖縄振興特別措置法（平成十四年三月三十一日法律第十四号）（抄）

（輸入品を携帯して出域する場合の関税の免除）

第二十六条 沖縄から出域する旅客が個人的用途に供するため空港内の旅客ターミナル施設（内閣総理大臣が関係行政機関の長に協議して指定する部分に限る。以下この条において単に「旅客ターミナル施設」という。）において購入する物品又は同意観光振興計画に定められた觀光振興地域の区域内にある特定販売施設（小売業の業務を行う者の事業の用に供される施設と觀光の振興に資する施設とが一体的に設置される施設で政令で定める要件に該当するものをいい、内閣総理大臣が関係行政機関の長に協議して指定する部分に限る。）において購入し旅客ターミナル施設において引渡しを受ける物品であつて、当該旅客により携帯して沖縄以外の本邦の地域へ移出されるものについては、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）で定めるところにより、その関税を免除する。

道州制と空港の移管に関する主な道内議論

1 北海道大学山口二郎教授著書「戦後政治の崩壊」（岩波新書） (平成16年6月)

道州の政府は、国の権限を移譲された強力な地方政府である。(中略)
国の権限を移譲することによって、地域が活性化する可能性はある。空港は一つの例である。北海道には新千歳空港という巨大な空港がある。

(中略) ところが空港政策も中央集権で管理されており、たとえば空港の着陸料は地方が自由に決められない。」

2 北海道経済同友会と道との意見交換（平成16年10月）

道州制を進めるには、道民の意識が燃え上がることが重要。そのためには、大胆な打ち出しが必要。新千歳空港の移管など国があつと驚くようなものを出すべき。

3 (社)日本青年会議所北海道地区協議会道州制検討会議「北海道の自立ビジョン（平成16年11月）」

新千歳空港が国から道へ委譲されると、道州主導で戦略的な北海道を創造できる。

4 (社)北海道観光連盟「道州制の下での北海道観光に関する提言」 (平成17年2月)

提言7：国際化に対応した海外航空路線の充実と空港の整備

空港管理には、アメリカ型、ドイツ型、イギリス型など欧米の管理方式や日本型など様々な方式があるが、最も効果的な管理方式を検討する必要がある。

5 道州制推進道民会議地域意見交換会（北見会場）での会場からの発言（平成18年11月）

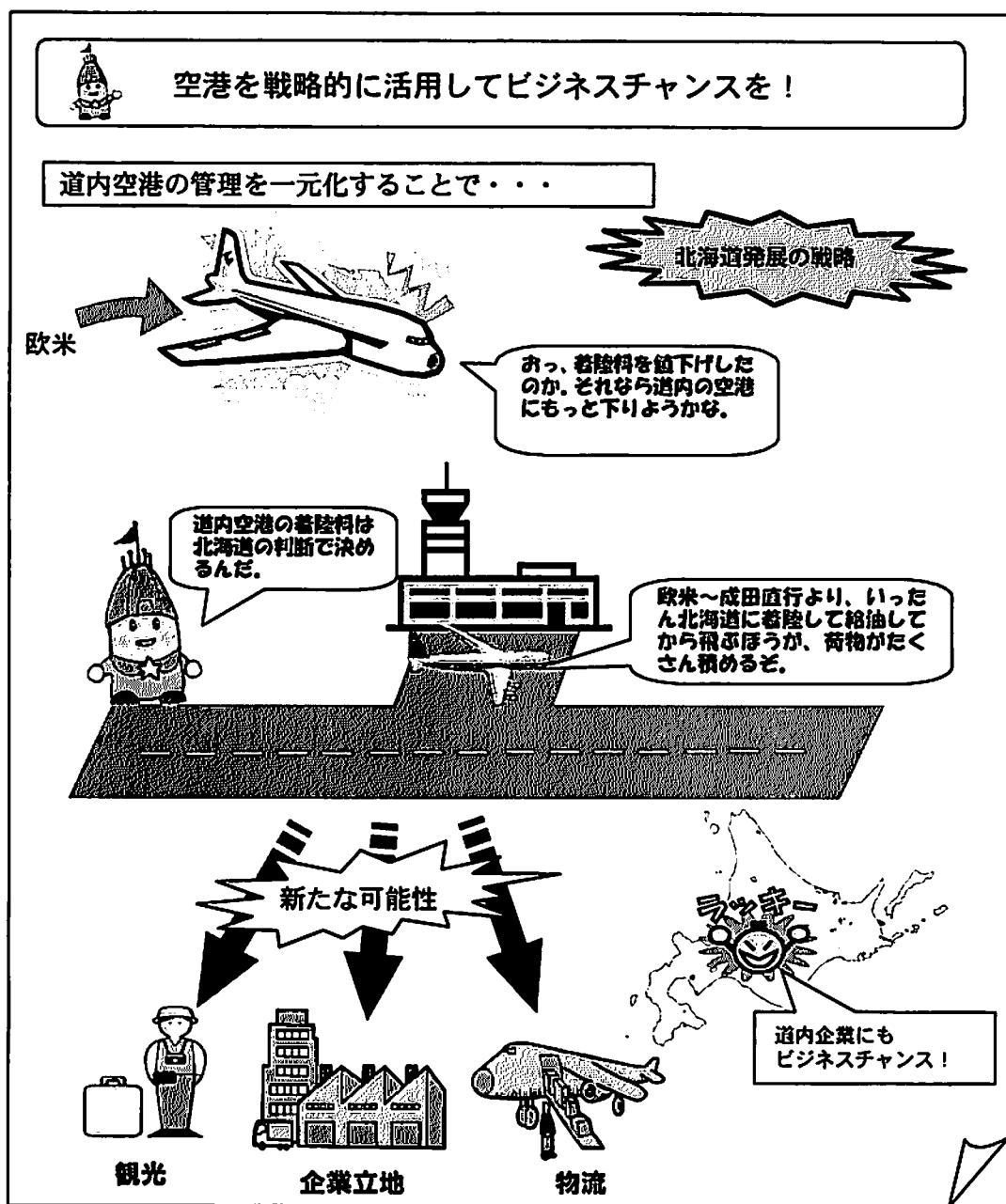
空港の民営化などもっと霞ヶ関が、中央の役人が目をむくような特区の規制緩和を要求するべき。

6 道州制推進道民会議「みんなでつくる道州制」（平成19年3月）

第2章 道州制で私たちの暮らしはどうなるの？

（4）空港を戦略的に活用

北海道州政府が、北海道内の空港を一元的に管理すれば、着陸料の収入も北海道州のお財布に入ります。特に、羽田一新千歳は世界最大の航空路線ですから、かなりの着陸料が入ります。これを北海道民の判断で、たとえば離島の空港の整備に回すことも可能です。赤字空港を切り捨てるのではなく、生かして使うことが考えられるようになります。あるいは、新千歳空港の着陸料を下げて海外のエアラインを誘致するということも考えられます。旅客向けだけではなく、貨物便を誘致することで、北海道商品の輸出増大も可能になります。



7 NHK日曜討論における中島恵庭市長発言（平成19年5月）

道州制特区推進法により国に提案ができる仕組みができた。これを使って新千歳空港の管理の移譲を求めるべきである。

8 道州制特区についての道民提案（平成19年6月）

新千歳空港、稚内空港、釧路空港、函館空港（北海道内の第2種A空港）を国の管理から北海道管理・運営とし、道州が離発着料を独自に設定し、海外からのエアラインの誘致や道内空港の活性化に活用する。

9 北海道議会第2回定例会 喜多道議質疑（平成19年6月）

国の管理空港を道に移管し、道の管理空港として一体運営することで、不採算空港、離島空港を含め経営の健全化をもたらし、新千歳空港の多大な収益を活かして、海外から高いと言われている着陸料や路線確保など北海道の自立を担う航空戦略の、道としての判断が可能になる（中略）。道内の国管理空港の道への移管について、特区提案すべきと考えます。

（参考）

道州制ビジョン懇談会での関西経済界委員発言（平成19年11月）

- 関西は、2009年度中に関西7府県による広域連合を設置することをめざして検討中。
- 広域連合は、関西3空港（関空、伊丹、神戸）の一体的な管理を行うなど、国からの権限移譲の受け皿とする。
- 道州制特区推進法を改正して、この広域連合を対象としてほしいという声が出てきている。

空港整備等に係る要望状況

新幹線・交通企画局作成(H19.12.6)

	国費予算要望項目	要望年度(過去5カ年)					国費予算への反映状況
		H16	H17	H18	H19	H20	
新千歳空港関係	○新千歳空港滑走路延長事業の早期着工(3,500mへの延長)	○	○	○	○	○	・調査費を計上
	○新千歳空港国際線旅客ターミナルビルの早期整備			○	○	○	・H21年度中の供用開始に向けて整備中
	○新千歳空港のILS双方向化					○	・要望中
	○中国など一部外国エアラインの新千歳空港乗り入れ拡大					○	・要望中
	○空港の耐震化対策						・災害時の防災拠点とするため、空港が担うべき機能や受入体制の構築について検討を進めるため、国及び道により「新千歳空港防災拠点あり方検討委員会」が設置され検討を行っている
	○貨物地区の整備						・貨物専用便の就航に伴い、必要な物流機能を確保するための方策について検討中
その他空港関係	○CIQ(税関、出入国管理、検疫)体制の整備、充実	○	○	○	○	○	・一部増員が実現したが、更なる体制の充実については要望中
	○地方空港の高質化整備の促進及び財源の確保						(2種) ・釧路空港:濃霧対策のためILSカテゴリーⅢb化(H18.4供用開始) ・函館空港:旅客ターミナル拡張整備(H11~H18) ・稚内空港:滑走路延長の整備に着手(H19~)
	○観光拠点となる空港や港湾の整備	○	○	○	○	○	(3種) ・女満別空:ILS双方向化事業に着手(H19~) ・奥尻空港:滑走路延長(800m→1,500m)(H18.3供用開始) (共用) ・丘珠空港:小型機用オープンスポットのロードヒーティング化(H17~18)
	○就航率向上のためのILS双方向化や機能保持等のための施設整備						など